

令和8年第2回三島町議会6月定例会会議録

招集年月日 令和8年5月8日

招集の場所 三島町役場

開 会 令和8年6月18日 午前10時00分 議長宣告

応招議員 8名

1番	馬 場 学	2番	青 木 喜 章	3番	菅 家 三 吉
5番	河 越 昭 利	6番	大 竹 克 昌	7番	吉 垣 絵梨子
8番	五十嵐 健 二	9番	二 瓶 俊 浩		

不応招議員 なし

出席議員 8名

1番	馬 場 学	2番	青 木 喜 章	3番	菅 家 三 吉
5番	河 越 昭 利	6番	大 竹 克 昌	7番	吉 垣 絵梨子
8番	五十嵐 健 二	9番	二 瓶 俊 浩		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	矢 澤 源 成	副町長	鈴 木 庄 蔵
教育長	山 口 浩	参事兼総務課長	小 柴 謙
参事兼地域政策課長	板 橋 淳 也	参事兼産業建設課長	小 松 昭
参事町民課長	菅 家 直 人	会計管理者	星 保 弘
生涯学習課長	舟 木 孝 治		

会議に職務のため、出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 義 幸
--------	---------

町長提出議案

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 議案第24号 | 専決処分承認を求めるについて（令和7年度三島町簡易水道事業会計補正予算） |
| 議案第25号 | 専決処分承認を求めるについて（三島町税条例の一部を改正する条例） |
| 議案第26号 | 三島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 議案第27号 | 令和8年度三島町一般会計補正予算 |
| 議案第28号 | 令和8年度三島町国民健康保険特別会計補正予算 |
| 議案第29号 | 令和8年度三島町介護保険特別会計補正予算 |
| 議案第30号 | 令和8年度後期高齢者医療特別会計補正予算 |
| 議案第31号 | 令和8年度三島町簡易水道事業会計補正予算 |
| 議案第32号 | 三島町農業委員会委員の任命同意を求めるについて |
| 議案第33号 | 三島町固定資産評価審査委員会委員の選任同意をもとめるについて |
| 議案第34号 | 工事請負契約の締結について（町道寺沢・四ツ田線新設改良工事） |
| 議案第35号 | 財産の取得について（トラクター） |

議員提出議案

- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 三島町議会会議規則の一部を改正する規則 |
| 議案第2号 | 養豚事業所から発生する臭気による生活環境改善を求める要請書の提出について |
| 議案第3号 | 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書 |

継続審査の申出について

開会 午前10時

議事日程 議長は別紙のとおり議事日程を配付した
会議録署名議員を次のとおり指名した

会議録署名議員 1番 馬場学 2番 青木喜章

議 事 の 経 過

◎開会及び開議

- 議長 おはようございます。定刻でございます。全議員の出席を見ております。
ただいまから、令和8年第2回三島町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長 日程第1、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。
1番、馬場 学議員、2番、青木喜章議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本件につきましては、議会運営委員会において協議をいただいておりますので、議会運営委員長からの報告をお願いいたします。大竹議会運営委員長。
○議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会委員長の大竹です。
去る6月8日、午後1時より出席委員4名、欠席委員1名の下、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期について協議いたしました結果、全会一致により、本日から19日までの2日間と決定しましたので、ここにご報告申し上げます。
○議長 ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期を本日から19日までの2日間にすることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

- 議長 ご異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は、本日より19日までの2日間に決定いたしました。

◎諸般の報告について

- 議長 日程第3、諸般の報告を行います。
町監査委員よりの例月出納検査の結果報告であります。事務局より朗読させます。
事務局長。

(事務局長朗読)

- 議長 次に、令和7年度繰越明許費繰越計算書の報告について、担当課長より説明願います。
総務課長。

(総務課長朗読)

- 議長 次に、産業建設課長。

(産業建設課長朗読)

- 議長 次に、地方自治法第243条の3第2項の規定による法人の経営状況及び事業計画が提出されております。担当課長より説明願います。
初めに、会津桐タンス株式会社経営状況報告についての説明をお願いします。
産業建設課長。

(産業建設課長説明)

○議長 次に、桐の里産業株式会社経営状況報告について説明をお願いします。

産業建設課長。

(産業建設課長説明)

○議長 次に、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告について説明願います。

2番青木喜章議員。

(会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員説明)

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の挨拶並びに提案理由の説明

○議長 日程第4、町長の挨拶並びに提案理由の説明を受けます。

町長。

○町長 令和8年 第2回三島町議会 定例会にあたり、議員各位の御出席を賜り開会できますことに敬意と感謝を表するものであります。

さて、これから本格的な雨の季節に入りますが、恵みの雨は私たちの生活や農業に欠かせないものである一方、近年の集中豪雨等を鑑みますと、町民の皆様が安心して生活ができるよう改めて災害への備えを 万全にしなければならないと、気を引き締めている ところでございますので、町民の皆様におかれましても、災害時に重要となる自らの身を守る「自助」そして、地域で助け合う「共助」につきまして、常に 意識して頂きますようお願いいたします。

それでは、行政諸般についてご報告を申し上げます。

ご報告の第1点は、去る5月16日に「桐の里 ウォーク」が開催され、333名の方々にご参加 いただきました。今年は只見線に手を振ろうという企画や、「テレサ・テン歌碑」や「アーチ三兄弟」をめぐる新しいコースを堪能していただきました。途中、町民の方々によるおもてなしがあり、ゴール後には会津地鶏など地元料理の振舞いや抽選会なども実施され、参加者からは大変好評をいただきました。今後も、参加者の輪が広がるよう取り組んで参りたいと考えております。

ご報告の第2点は、5月23日に保小中合同運動会である「三島町きずなスポーツフェスティバル」が開催されました。趣向を凝らした競技に児童・生徒、そして保護者や地域の方々にご参加いただき、盛大に開催いたしました。児童・生徒が運営に関わり、様々な世代が交流することで、更に思い出深い行事になった事と思いますので、今後もこの連携を継続して実施して参ります。

ご報告の第三点は、6月13日、14日の両日に、第40回目の節目を迎えた「ふるさと会津 工人まつり」が行われ、2日間を通して、町内及び全国から150を超える工人の方の出店があり、さらには、この工芸品を求めて県内外より多くの方々に来場をいただき、盛大に開催されました。

2日間、天候に恵まれ、会場となった工芸館前の コナラの林の中では、工人の方々と来場者の交流が行われ、賑やかではありますがゆったりとした時間が流れていました。

会場には本町と交流のある台湾からの出店ブースをはじめ、飲食ブースではふくしま三

大ブランド鶏での交流の川俣町が出店され、それぞれの魅力を発信し、多くの方々に好評いただきました。また、例年、同日開催の「手わっさの里まつり」、「山と木の市場」にも多くの方々が訪れ、大変な賑わいとなりました。

町民の皆様には、2日間、まつりへの参加・ご協力をいただきましたことに心より御礼を申し上げます。

また、6月15日には台湾の工芸関係者の皆さまが、町を表敬訪問され、これまでの本町との交流の歩みを振り返るとともに、今後、台湾における本町との交流事業の展開として、交流三十周年記念展や工芸体験 ツアーなどを企画されておられると伺い、本町としましてもこの取り組みに大変感謝を申し上げ、連携事業について、活発な意見交換を行いました。

本町と台湾との交流は、「ふるさと運動」の精神を礎に育まれてきた大切な財産です。今後も交流をさらに深め、ものづくりを通じた地域づくりと地方創生につなげてまいります。

それでは、本定例会に御提案申し上げました議案について御説明を申し上げます。

議案第24号は、「専決処分を求めるについて」で、令和7年度三島町簡易水道事業会計補正予算について、地方自治法第179条の規定により専決処分とし、今議会において承認を求めるものでございます。

議案第25号は、「専決処分を求めるについて」で、地方税制改正により「三島町税条例の一部を改正する条例」を、令和8年3月31日公布、令和8年4月1日施行により、議会を招集する時間的余裕が無かったことから、地方自治法第179条の規定により 専決処分とし、今議会において承認を求めるものでございます。

主な改正ですが、住民税では、ひとり親控除額を引上げる改正。固定資産税が課税されない課税標準額を見直す改正。軽自動車税の環境性能割廃止及び種別割名称 変更の改正で、その他所要の改正を実施するものです。

議案第26号は、「三島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」で、地方税法の一部改正による令和8年度からの「子ども・子育て支援金制度」の 導入及び課税限度額の見直しと、低所得者に係る国保税軽減判定の見直しに伴い、令和8年度の国民健康保険税率を改定するもので、これに伴い、三島町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

主な改正ですが、国民健康保険税率について、現下の社会情勢等に配慮し、子ども・子育て支援納付金分導入による増加分を、医療分及び後期高齢者支援分で調整し、現行並みとする改正と、医療分の課税限度額を引き上げ、新たに子ども・子育て支援納付金を追加する改正、加えて、低所得者に対する被保険者均等割及び世帯平等割を軽減する所得判定基準の改正をするものです。

議案第27号は、「令和8年度三島町一般会計 補正予算」で、歳入歳出1億3300万円を増額し、歳入歳出それぞれ、26億300万円とするものです。

補正予算の主な内容は、歳入においては、農林水産業県補助金で農業機械購入補助事業である「地域計画担い手確保事業」を計上し、雑入では美坂高原星空活用事業への補助として「みらいを描く市町村等支援 事業補助金」、包括支援センターへの補助として「介護

予防ケアマネジメント費」を計上しました。町債に おいては、「路線バス車両購入」のため、過疎対策 事業債を計上し、不足する財源については、繰越金及び 財政調整基金からの繰入金を計上しております。

歳出において、人件費については、人事異動等による科目間の調整と、会計年度任用職員増員に係る人件費を計上しております。

総務費では、財産管理費で施設エアコン整備のための工事請負費、路線バス車両購入のための備品購入費を計上しました。企画費では、企業版ふるさと納税 寄付金の基金積立金を計上、生活工芸振興費でも団体寄附金の基金積立金を計上しました。

民生費では、社会福祉総務費の負担金、補助及び交付金にホームヘルパー派遣事業負担金を計上いたしました。

衛生費では、塵芥処理費において、リサイクル ボックス設置委託料を計上し、ゴミ減量化を図ります。

農林水産業費では、農業振興費に「三島町農業者 支援育成事業補助金」を計上し、県補助金と併せ農業法人が購入する農業機械への補助を計上いたしました。

商工費観光費では、「みらいを描く市町村等支援事業補助金」を活用し「美坂高原星空活用事業」を 実施する予算を計上いたしました。

土木費の道路維持費では、需用費修繕料で、地区要望対応事業の町道二路線の舗装、排水路改修と河川浸食改修経費を計上しました。工事請負費ではこちらも 地区要望である町道拡張工事を計上しました。

消防費では、本年度、本町消防団が「福島県消防 ポンプ操法大会」へ会津坂下支部代表として出場するための経費を計上いたしました。

教育費では、市町村対抗野球大会出場のための ユニフォームを更新する購入経費を計上しました。

公営企業会計補助金では、簡易水道事業会計へ 令和 8 年度への繰越事業に係る補助金及び物価高騰による事業費増加予算を計上いたしました。

議案第28号は、「令和 8 年度三島町国民健康保険特別会計補正予算」で、歳入歳出77万 9 千円を 減額し、歳入歳出それぞれ 1 億7051万 1 千円とするものです。

例年 6 月議会は被保険者の所得の確定による国保税の税率を算定することが重要懸案事項であります。本年度の本算定では、保険税率を据え置きすることとしました。

補正の主な内容ですが、歳入におきましては、各保険税額が減額となり、子ども・子育て支援金分については増額計上となりました。人事異動では減額となりましたので、不足分を基金より繰り入れております。

歳出では、人件費において人事異動により減額となり、「負担金、補助及び交付金」では、一般被保険者医療給付分で減額、一般被保険者後期高齢者支援等分、介護給付金分、子ども子育て支援金分で増額を計上しております。

議案第29号は、「令和 8 年度三島町介護保険 特別会計補正予算」で、歳入歳出それぞれ 164万円を増額し、歳入歳出それぞれ 4 億2702万円とするものです。

補正の主な内容ですが、歳入については、歳出で 予定している「システム改修」「介護

予防ケアマネジメント事業」における国庫補助金を計上いたしました。

歳出では、一般管理費でシステム改修経費を計上し、地域支援事業費では介護予防ケアマネジメント事業の委託料を計上いたしました。

議案第30号は、「令和8年度三島町後期高齢者 医療特別会計補正予算」で、歳入歳出それぞれ43万9千円を増額し、歳入歳出それぞれ4670万2千円とするものです。

補正の主な内容ですが、歳出における償還金が増額となることから、この財源として繰越金を計上するものです。

議案第31号は、「令和8年度三島町簡易水道事業会計補正予算」で、補正総額が9376万5千円の増額となります。桧原地区水道施設工事繰越事業分及び物価高騰における事業費の増加分と人事異動による人件費増加分となります。財源としては一般会計からの補助金を充当いたします。

議案第32号は、「三島町農業委員会委員の任命同意を求めるについて」であります。

令和8年7月19日をもって任期満了となります 委員について、新たな委員を任命するにあたり、議会の同意をお願いするものです。新たな任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの三年間となります。

議案第33号は、「三島町固定資産評価審査委員会委員の選任同意を求めるについて」であります。

令和8年6月30日をもって任期満了となります 委員の再任について、議会の同意をお願いするものです。

新たな任期は、令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間となります。

以上、本定例会に御提案申し上げました議案の概要について御説明を申し上げました。

尚、各議案につきましては、それぞれ担当課長を もって詳細に御説明を申し上げますので、何卒宜しく 御審議を賜りますようお願いを申し上げ、御挨拶並びに提案理由の説明といたします。

○議長 お諮りいたします。休憩を取りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。
よって11時10分まで休憩といたします。(午前10時55分)

◇ ◇ ◇

○議長 再開いたします。(午前11時20分)

◎一般質問

○議長 日程第5、一般質問に入ります。

通告者は4名であります。順番に発言を許します。

最初に3番、菅家三吉議員。

菅家三吉議員は、ただいまから12時10分までといたします。

○3番 3番菅家三吉、一般質問をさせていただきます。私のほうからは企業版ふるさと納税の活用についてご質問させていただきます。まず、企業版ふるさと納税は地方自治体を実施する地方創生プロジェクトに対し、民間企業が寄付を行うことで税制上の優遇措置

を受けられる制度です。現在全国の自治体が現金の寄付を募っていますが、全国の自治体から現金の寄付を済ませています。企業側からは自社の製品やノウハウを提供したいといった、いわゆる物納や技術支援に近いニーズが存在しています。そこでお伺いいたします。当町における企業版ふるさと納税の現状と企業の強みを生かした物品等の受け入れ態勢、また、官民連携の形について伺います。

1つ目に、当町における企業版ふるさと納税の現状と課題について伺います。現在の寄付実績、実績があれば、寄付企業との現在の関係性についてお伺いいたします。また、寄付を募る上での課題をどのように捉えているか伺います。

2つ目に非金銭的貢献に対する受け入れ態勢についてお伺いいたします。企業側からは、現金以外にも自社製品や役務の提供を申し出る声が全国的にはあります。現在の制度上、直接的な物納は税額控除の対象外となる認識ですが、企業版ふるさと納税の人材派遣型の活用や、企業版ふるさと納税をきっかけとした物品寄附（一般寄附）の併用について、町の見解を伺います。

3つ目に、物品活用による事業費の抑制と事業の質の向上について。寄附された物品を地方創生事業に充てることで、町の一般財源を節約しつつ、企業の製品や技術、ノウハウを導入出来るメリットがあると思う。今後の計画の中に、物品の寄附を想定した事業を組み込むお考えはあるか伺います。

○議長 答弁を求めます。町長。

○町長 3番菅家議員のご質問にお答えいたします。

1点目の本町における企業版ふるさと納税の現状と課題についてですが、企業版ふるさと納税は、本町の地方創生を推進する上で有効な制度であると認識しております。

本町では、第2期三島町まち・ひと・しごと創生推進計画に基づき、「出会い・交流・子育てしやすい環境づくり事業」、「地域資源を生かしたしごとづくり事業」、「交流人口から関係人口、定住人口につながる流れづくり事業」、「生涯いきいきと過ごせる魅力ある地域づくり事業」を対象事業として企業版ふるさと納税を募集しております。

令和7年度には5社から総額456万9,866円のご寄附をいただき、「地域資源を生かしたしごとづくり事業や交流人口から関係人口・定住人口につながる流れづくり事業」、「結婚・出産・子育てしやすい環境づくり事業」などに活用する予定です。

寄附をいただいた企業とは、寄附を契機とした関係づくりを進めておりますが、一方で、制度が期限付きで運用されていることや、寄附額が企業の経営状況に左右されること、また、新たな寄附企業の開拓や継続的な関係構築が必要であることが課題であると認識しております。今後も、本町の特色ある取り組みや地域資源の魅力を積極的に発信しながら、企業との連携強化に努めてまいります。

2点目の非金銭的貢献に対する受け入れ態勢についてですが、企業版ふるさと納税は現金による寄附を基本とする制度であります。企業版ふるさと納税を契機として、企業からの物品やサービス等の提供をいただくことや、一般寄附として受け入れることは可能であると認識しております。また、人材派遣型企業版ふるさと納税については、企業の専門的な知識や技術、人材を地域課題の解決に活用できる制度であり、本町においても活用の

可能性を研究してまいります。

3点目の物品活用による事業費の抑制と事業の質の向上についてですが、企業からの物品や技術、ノウハウの提供は、事業費の抑制だけでなく、事業効果や住民サービスの向上につながる可能性があるものと考えております。今後は、企業版ふるさと納税を契機として、人材派遣や物品提供など官民連携の可能性を研究しながら、企業の強みを活かした地域づくりに取り組んでまいります。

○議長 再質問を許します。菅家三吉議員。

○3番 それでは、再質問をさせていただきます。

今ほど町長の方から答弁いただきました、三島町のまちひとしごと創生推進計画に基づいて、出会い・出産・子育ててみやすい環境づくり、地域資源を生かした仕事づくり、交流人口から関係人口、そして定住につながる流れ作り、生涯いきいきと過ごせる魅力あ地域の4本の柱をもとにこの事業を町では進めているわけです。そして答弁の中にありました、寄付をいただいた企業と寄付を契機に関係づくりを進めておりますと答弁いただきましたけども、今現在、寄附いただいた企業、寄付していただいた企業の方とも関係についてもう少し具体的に教えていただけるものであれば教えていただきたいと思います。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 寄附企業との関係づくりについて質問にお答えしたいと思います。今ほど申し上げました、企業版ふるさと納税につきましては寄付をいただいて終わりではなくてその後の継続的な環境づくりが重要であると考えております。そのため、事業の進捗や成果の報告を行うなど、企業との信頼関係の構築に努めていきたいと思っております。具体的な策としては1社、インスパイアさんっていう企業は、企業版ふるさと納税で寄付していただきますけれども、今後の関係を続けて、今第2弾の、取り組みを行おうという形で、企業側から企画書が出てきたりしておりますので、そういったこと町が共に共感できるものでありましたら、こういった企業の人の流れを大切にしながら、連携の拡大を図っていききたいと考えております。

○議長 菅家三吉議員。

○3番 答弁書の中にも、金額的には、500万円で答弁いただきました。私が思っていたのは、一般的なふるさと納税なんかですと、返礼品といった対価をいただきながら、全国の自治体の方へ寄付するというイメージで、一方通行というかお金を出して物をいただくっていう、それきりの1回きりの関係性で終わるものだと思っていたんですけども、この企業版ふるさと納税に限っては、そのふるさと納税を契機に納税していただいた企業さんと、今後も長いお付き合いができるということで、今もお1社、お名前を挙げていただきましたけども、継続的に次へ向かっていただいているということは、本当にいい取り組みだなと持っております。ぜひとも、大事にお付き合いしていただきながら、インスパイアさんはアウトドア系とかアパレル系のブランドだと認識しておりますが、そういった方面で、町の魅力を残していけるように、努力をさせていただければなと思っております。

そして、2つ目で、というのも私のまず認識違いということで答弁書の方で物納可能と

ということで答弁をいただきました。私がこういろいろ調べて、ちょっと認識違ってたんですけども、そういう認識だということで、ちょっと安心したということのもですね、私個人的になんですけども、具体的な話をしてしまっただけなんですけども、今年度に入ってから、屋外で使える、今美坂の方でテントサウナをイベント時に活用してるんですけども、簡易的なテント式のサウナじゃなくて、屋外で利用できるハウスサウナというか、そういったものを提供できないかなというお声を出してくれている企業さんがいるというお話をお伺いいたしました。いろいろな綿密な打ち合わせ、ランニングコストとか、いろいろな経費もかかってくる話になるので、1年でありがとうございますという話ではないと思いますけども、折り合いが合えば、そういった事業所のサウナの受け入れることも可能なのかお伺いいたします。

○議長　地域政策課長。

○地域政策課長　屋外サウナの提供についてお話しいただいた場合についてですけども、まずはお互い企業と我々の町がですね、設置目的または活用方法や維持管理費、総合的に検討する必要があると考えております。双方のこれらのこういったものがマッチングで合えば、企業版ふるさと納税の物納として受け入れることは可能であると考えておりますが、まずその上で一番大事なのは本町の先ほど申し上げました、地方創生や地域活性化に資するものであって、条件が整うことは一番大事ですので、そういったことが、企業側と町の方と話し合いが合えば、物納としての寄付として受け入れは可能であり、なお物納として受け入れた場合についても税制措置というものがつけられるという形になりますので、そういった形の進め方はできるかなと思っております。

○議長　菅家三吉議員。

○3番　ありがとうございます。前向きなご報告でちょっと安心ところでございます。今課長の方からもありましたとおり、活用方法だったり、管理の部門が出てきますので、一概に進められるような話じゃないと私個人的にも思っております。けれども、昨今のサウナがブームというか人気もありますし、兼ねてから、美坂高原だったり、皆さん、ご承知だと思いますけれども、三島町ではサウナを利用できる場所がないし、温泉施設でもサウナが入れる場所がないというところもありますので、例えば美坂高原での活用が無理だとしても、温泉施設で町がやってるところで「ひだまり」とかそういうところにはなってしまうんですけども、町民のニーズもあればのお話ですけども、あればそういうところでも活用できるんじゃないかと幅広い活用方法も年間通してあるのではないかなと思って私個人的にはいいお話だなと思って聞いたところではありますので、もし先方の方で連絡が多分来るのかなと思いますけども、もしあれば先方と前向きに協議していただければなと思っております。それでは、3番目なんですけども、人材派遣型も可能だということであればですけども、昨今、三島町でやっていたテレビ電話が、部品の供給ができなくなった、故障も増えてきたということで、廃止になっていくという方向ですけども、今後、町民皆様との情報伝達したりするのに、今はもう一般的にはもう皆さんスマートフォン、いわゆるスマホというもので普段情報を取っていると思いますが、なかなか三島町高齢の方が多いので、スマホやタブレットと一旦そういった端末機器を仮に、提供したとしても、なか

なか壁があつたり操作できない、なかなか入り口がもう狭い状態であるので、例えばその人材派遣を利用しながら、そういった端末の講習会とか、そういった人が来て、町民の人にいろいろこう教えたり、そういう指導するとか、そういった使い方もできないかなと思ってる所なんですけども、町としてはその辺どのようにお考えでしょうか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 人材派遣型企業版ふるさと納税についてですが、この仕組みにつきましては、企業が我々の町に対して地方創生事業のその趣旨に伴いまして、寄付を行いまして、その寄付企業の社員が自治体職員の関係団体の職員として一定期間業務に従事するというような制度でございます。そういった派遣された人材の人件費相当を企業は負担し、その負担額を含めて寄付として取り扱うことができるため、企業は通常の企業版ふるさと納税と同様に税制措置ができるという仕組みになっております。今ほど菅家議員からの質問の中にもございました議員ご提案のスマートフォンまたはタブレットの利用講習につきましても、企業側の協力が得られまして、例えば、地域住民のデジタル活用の推進とか、というような大きな事業のプロジェクトにつながるような、事業展開を図っていくという形になれば、制度活用の可能性も一つとして考えられるのではないかと認識しております。今後、具体的なニーズ、企業とのマッチングについて、本町としても研究してまいりたいと思っております。

○議長 菅家三吉議員。

○3番 ありがとうございます。今ほど人材派遣型であつたり物納ということで、いろいろこの意見を伺いましたけれども、それもこれも三島町の存在というか、こういう事業を三島町の今必要な「モノ」だったり「コト」だったりっていうものを発信していく必要があるのかと思うんです。現状、なかなかそこが民間の企業さんの方には今現在は、届きづらいのかなと思ってる所ではありますが、やり方としてこちら側から、一般企業で言うと、営業ではないですけども、こういうサービスが欲しいんですよね、こういう商品が今町では必要なんですけども、という話の切り口で持っていくということは可能なんでしょうか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 できることはできるかなと思っておりますけれども、気をつけなくてはならないのは地方創生へのうちの方のまちづくり計画でこういったことに使いますよっていうものに対して、企業版ふるさと納税が適用になりますので、その辺と関連しながら、情報提供していくことも、必要なかなと思っております。この辺につきましては、先進事例が全国にも結構ありますので、そういったところを見ながら少し検討してですね、前向きな取り組みで考えていきたいと思っております。

○議長 菅家三吉議員。

○3番 ありがとうございます。今、地域政策課が企業版ふるさと納税の担当課の地域政策課ということで、板橋課長の方に質問させていただいている状況ですけども、この町の地方創生の4本柱は、各課にまたがってることだと思っておりますので、今教育委員会の方でも、今日、学校の方に学校教育の方にだいぶ力を入れてやってる部分もありますので、各課にわたっても、いろんなことが想定されると思っておりますので、今回この質問を契

機に職員の皆様、一度こう、頭の片隅に、企業版ふるさと納税ののことがあるということ
を念頭に置きながら、事業の方、予算で見る部分だったり、いろんなところで組んでいて
いただければなと思っておるところであります。以上で私の質問を終わらせていただきま
すありがとうございました。

○議長　これで、菅家三吉議員の一般質問を終了いたします。

次に、2番、青木喜章議員。

青木議員の持ち時間は、12時32分までといたします。

○2番　青木喜章です。一般質問をさせていただきます。

大きな項目としては1つの項目がありますが、何点かの質問になるかと思います。人口
減少対策と集落の維持存続についてということでお伺いをいたします。以前にも質問しま
したが、この問題については、これといった解決策っていうのは全国どこの町村でも取り
組んでおりますが、本当に正解はないと思いますが、またこの後、五十嵐議員からも人口
減少対策についての質問もあるようですが、私なりの考えと、そしてこれから質問をさ
せていただきます。

昨年の国政調査の速報値の数字を見ますと、改めて何かどうにか対策を考えなければなら
ないのではないかと思います。東京を除く日本の全ての道府県が人口減少
している状況で、福島県の中で減少率が2番目に高いという数字に改めて危機感を感じる
ものであります。人口減少は予想されているとはいえ、改めて何らかの対策を考えなければ
と思います、町だけでなく町民すべての問題として取り組むべきと思いますがいかがですか。
次にこれらの問題について町に前から住んでいる方たちだけでなく、移住された方や地域
おこし協力隊など外から見た三島町、いろんな方策を表明していただくのもいうのではない
かと考えますが、いかがですか。次に集落の維持存続についてお伺いします。現在町に
は18の集落があります。どの集落の方も空き家が増えている環境悪化・野生動物の住処に
なっているのではないかと。また冬になれば雪始末などの問題、また高齢者の1人暮らし2
人暮らし、そういう世帯の増加による地区においての人足やいろんな役職ができないなど、
いろいろ困っている話をします。これからの人口予想を見ると、千人を割り込むのは
時間の問題と思われれます。色々な施策に取り組んだとしても、町全体の縮小傾向はやむを
得ない状況と考えます。振興計画にある「住みたい住み続けたい誰もが安心して暮らせる
まち」の目標のため、集落の存続をどのように守るのかお伺いいたします。以上よろしく
お願いします。

○議長　答弁を求めます。町長

○町長　2番青木議員の質問にお答えします。ただいまの青木さんがおっしゃった通り、
どうしてこの流れを止めていくのかということとは非常に難しい問題で、私もいろんなと
ころに出かけますけども、それが頭にこびりついていてどうしようかなと。この前も知事
さんが来た時にそれも話しました。やはり広域的な視点と三島だけでもやっても、三島か
ら他に移動する。あるいは、金山に移動するとか、結局同じような輪の中でただ動いてる
ということですから。やはり人口増にするにはどうしていただいいのかってということで、
本当にこう難しい問題があることが分かっています。そういう視点から見ますと、やはり

人口減少、あるいは少子化につきましては、本当の最重要課題であると認識しております。

今回の国勢調査速報値につきましても大変危機感をもって、いろいろ考えながら町政を担っておりますけども、ここで王手飛車取りがないと難しい。しかしながら「見る前に跳べ」を書いた大江健三郎っていう作家がいますけども、やはり跳んで見るやつで跳ぶ前に、とにかく飛べということで。うちの方も課長さん達が会議を作ったり、あるいはいろいろな団体を巻き込んでいろいろなグループを作ったりして、なんとかこうやっているっていうのは今の現実でございます。

人口減少は町政だけで解決できるものではなく、町民の皆さんや事業者、各種団体など地域全体で品質を共有しながら取り組むべき課題であると考えております。そのため町では今年度、新たに「人口減少・少子化対策推進本部」及び「人口減少・少子化対策プロジェクトチーム」を設置し、組織横断的に対策を検討する体制を整えました。プロジェクトチームでは、役職や所属にとらわれず、自由な発想でアイデアを出し合いながら、「緊急対応」「早期対応」「長期対応」の視点で具体的な施策の検討を進めております。まずは実践することを大切にしながら、機動的に対応してまいりたいと考えております。青木議員ご承知のとおり、2050年には、人口が1億人を切るだろうというような事が新聞にありました。2100年には6000万人から8000万人であるという、日本全体がそういう状況の中で、何を投げ入れたらいいのかというようなことを、右往左往しながらいろいろな話し合いしているところでございます。

2点目としては、議員ご提案のとおり、移住者や地域おこし協力隊の皆さんをはじめ、外から本町を見ている方々の視点は大変貴重であります。本町が長年培ってきた交流や関係人口のつながりも活かしながら、多様な意見を取り入れ、人口減少対策に取り組んでまいります。

3点目の集落の維持・存続につきましては、本町が直面する大きな課題であると認識しております。議員ご指摘のとおり、多くの集落で様々な課題が生じております。人口減少や少子高齢化が進む中、これまでと同じ形で地域を維持していくことが難しくなっていることも事実であります。コミュニティがしっかりしたところには、子どもたちも、お父さんも、お母さんたちも移住しても、ある面では山村のコミュニティができています。島根県か鳥取県で子供2人から30何人になったと新聞に載っている。やはり自分たちの足元の生活を見直しながら、そういうことできないのか、それも大きな一つの流れでございします。そのため行政が、第5次三島町振興計画後期基本計画に掲げる「住みたい 住み続けたい だれもが安心して暮らせるまち」の実現に向け、医療・福祉、買い物支援、交通対策、除雪対策、空き家対策など、暮らしを支える施策の充実に努めてまいります。

また、本町には長年のふるさと運動や生活工芸運動を通じて培われた人と人とのつながりがあります。移住者や地域おこし協力隊、特別町民などに加え、近年は台湾をはじめとする海外との交流も進めております。

人口の数字だけでは測ることのできないこうした多様なつながりは、本町の大きな財産であります。人口減少時代においては、住民人口だけではなく、いわゆる「関係人口」として、三島町に関わる方々とのつながりを広げ、その力を地域づくりに生かしていくこと

が重要であると考えております。さらに、人口減少・少子化対策プロジェクトにおきまし、集落の維持や地域コミュニティのあり方というのは、地区プライド運動。これも30年40年進めてるんですけども地区のプライドがある。そのためには、やっぱりお年寄りあれば、そういうものを改善しながら、あるいは文化を大切にしながらコミュニティの在り方を考えることを重要なテーマとして位置付けております。地域の実情を十分に踏まえながら、緊急的な対応から将来を見据えた対策まで幅広く検討してまいります。町といたしましては、18の集落それぞれの歴史や文化、地域のつながりを大切にしながら、町民の皆さまとともに持続可能な地域づくりに取り組んでまいります。当町もふるさと運動を行っている学んだり、いろいろな交流をしながら、多くの人の話を聞いたり、難しいからこそ挑戦していかなきゃならないと考えておりますので、皆さんも我々は当然、人口を増やすと、簡単に増やすことって簡単に言うけども、なかなか難しいなど。難しいからこそ、これに挑戦していきたいなというふうに加え、考えております。以上です。

○議長 再質問を許します。青木喜章議員。

○2番 本当に難しい問題、重々承知ですが、いろいろ考えた答弁だったと思います。その中で人口減少・少子化対策推進本部、人口減少少子化対策プロジェクトチームこれについて少し詳しく教えてください。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 人口減少・少子化対策推進本部並びに人口減少少子化対策プロジェクトチームでございますが、こちらにつきましては、今年度より本格的に町の職員を中心として、スタートさせていただきました。推進本部は課長以上の職員が、本部として位置づけしておりますが、プロジェクトチームから上がってきた、案件をですね、推進本部で色々協議しながら、これをどういうふうに繋げていくかという形でございますが、今特に動いておりますのは、プロジェクトチームについては本格的に毎月のように動いております。これは先ほど町長の答弁の中でもございましたが、係ですとか、役職ですとか、そういったことを全く関係なくて、みんなで本当にこの町をどういうふうにしていくかっていう形で職員を集めまして、多くの方が、このプロジェクトに入って行っております。まず、短期間で実施できる施策っていうのは何かないか、すぐにでもできるものは何かないかということ、この4つの大きなプロジェクトの表の中にそれぞれ、皆さんで意見を出し合っ付箋を貼りながらそういった形で活動しておりまして、三島ですぐできることの100のアイデアを出そうというのは目標を立てまして、今職員が動いております。なお、これらにつきましても、一応ですね、ファシリテーターが必要かなと思ひまして。今年度只見川電源流域振興協議会の事業で、奥会津まんだら事業の採択を受けまして、奥会津フェローの青森大学の石井先生が何ヶ月かに1回お越しいただきまして、そういった形で今この1年間という取り組みを行っているところでございます。

○議長 青木喜章議員

○2番 そうしますと、それらの成果発表って言いますか、町民に対してのお知らせって言いますか、その辺はどのような形でいつ頃考えておられますか。

○議長 地域政策課長

○地域政策課長 成果発表については、一応ですね、今年度、できたらですね、発表をしていくつもりでいますが、我々今の職員でスタートしておりますけども、このプロジェクト後のうちには町民の人にもお声がけしまして、町民の人にもまず混ぜながら、このプロジェクトを温かく進めていきたいという考えているところでございます。ある程度アイディア企画側がまとまりましたら、町民向けに発表会を行ったりとか、そういった形を取りながら、行っていきたいと思っております、すぐにできるのはすぐに行く。例えば来年度の予算に合わせてそういった形の取り組みの発表なんかも含めて考えているところでございます。

○議長 青木喜章議員

○2番 この振興計画もそうですけども、この中身で、みんなの声っていうのがあちこちに出まして、この中で一番意見があるのが町でどうかしてどうかにならないか。結局、町民の方はやっぱり町がどうかしてっていうような考えの方。このみんなの声っていうのをこうずっと見ますと、ほとんどどうかしてください。どうかかなりませんか結局町頼みっていうふうに私は思います。何を言いたかったと言いますと、よく昔私も言いましたけど、行政主導・民間主導っていうこともありますけども、三島町っていうのは行政主導の最たる町かなって。これはあくまでも皆さんいろいろ意見あるかもしれませんが、私の考えですけれども、三島は行政主導の最たる町ではないのか。結局それがいいか悪いかは、前の判断ですから、私もそういう町の流れで生活させていただいてきておりますけども、やっぱりもう変換点ではないのかなということで申し上げたいと思うんです。人口が減って、予算規模も少なくなり、結局お金がないからできないどうかしてください。そういう話がほとんどです。課長さん、皆さんそれぞれの立場変わって色々お持ちしますし、それぞれの担当になると思いますが、結局もう予算規模も少ない、人材も少ないとなってくれば、もう行政主導じゃなくてなくて、行政主導では限界があるっていうことで、やっぱり民間主導・町民主導、そういう意味での町は金がないけど、口を出す。逆に、いろんな情報を提供したり、町民の方こういう考え、ああいう考え、いろいろ取り入れながらっていうことをまちづくりに持っているべきではないのかなって、もう行政主導から民間主導に町民の方の意識を変えていく、段階ではないのかなと思いますが、町長どうですか。

○議長 町長

○町長 非常に難しい、それがとにかく都市部みたいに民間でいろいろ施設を作ったり、そういうことはできないか、本当にこういうなと思います。民度の力とかそういうのはなかなか、この山村の中にはでてこない。地方創生の中で10年経って、次は本当にふるさとはこうとか。常に視点をずらしながら、こうある面では国は進めてる。はっきり言ってそう、私は感じました。しかしながら、是非ここで生きてるのは我々だから、やっぱ我々は今言ったように自分の足元の泉を掘るじゃないけども、やっぱりそれをどうしてるのかってことが、やっぱりこう本当はね、議論をしていると、一番こういう意見っていうか、考え方がでんじじゃないかなということ、常に考えております。しかしながら我々ただいでは税金を使って、ただいでは困るから大きいイベントなんかやったりしておりますけども、

それはある面ではここに住むっていう一つの考え方をそうしてもらうために、やっぱりこうあのやってるというやることは大きいですから。だから本当は民間で動くということが大事なんだなと思うけども、なかなかそれを動かすお金ってなかなか難しいなというふうには考えています。だから、国がいくらやっても県がやっても、これはあの県の人にこういうお話して喧嘩する部分ですけども、例えば、振興局にこういう人を設けたら大丈夫だと。大丈夫なはずじゃないよってこと。大丈夫なら、誰でも2人乗り据え付けて、なんていうか地方創生とはなんか今までやったって如何せん、振興局動いてないじゃない。だから、そういうことを含めて、やっぱり我々は、これは前の町長とか、その前の町長はなかったんだけどとにかく敵対する。やっぱりこの山村地域を動かしてみるのは、やっぱり我々の大きな役割だ。そして、そのことで一例をあげると、西方のね、あの学校、福島県ではそんな例はない。宿泊施設にする例はないと言うことで何回か行って、今度は文科省に行って来いと、ある首長さんが言われて行ってきた。だから例がないからやる。困ってるから。そういうことがやっぱできないっていう。だから、それは県にも行っているだから、例えばあの老人アパートなんかは、あそこに10部屋作って、あとデイサービスだと。10部屋も町民はいらない、7部屋を作って、後の3つはショートステイだ。そういう計画づくりをどっちかといえばやってきた性格だからで、その時に福島県に行ったときに、「ショートステイがほしい」って言ったら駄目だよっていいたら、違うところにあるでしょって。これは坂下の、これは柳津のなんてなるはずないんです。だからそれはが柔軟に国が対応していかないと、駄目ですよって。そのうちにここにショートステイを作っていって。そういうこともあるし、それ言わないと駄目。いや、国では県だからって言っていると、いつまでもあの大きな水の流れに押されてしまうと。だからそれはやっぱり、昭和金山三島とか、あるいは、只見とか柳津とか輪となって、戦うということ言うと、なんか非常に悪い意味で見るの。そうじゃなくて、やっぱりそれを県の方に国の方に、行ってやるところは、我々っていうの要望でもね、行っているわけだから、それがちゃんとこう通るわけだから、ある面では。だからそういうことはやっぱり必要なのかなというふうには考えております。でも、それ以外にないというふうには考えているつもりで、そのうちに課長さんたちとか、係長たちと一緒に県に行ってもいいし、それでも行って、もうちょっとで、これまた駄目だな。大変なことになりますよ。人も少しずつ増えるような、ただそういう地域を作っていきたいなというのは、私の信念です。

○議長 青木喜章議員

○2番 ちょっとまあ、私の言いたいことと、答弁がかみ合っていないかなって思うんですが、町民の方への思いっていうのはそれなりに分かりましたが、やっぱり、これ質問じゃなくて、もう最後の話をさせていただきますけども、先ほど言いましたように、やっぱりもう行政主導の方では限界があると思いますし、ただ、さっき言われたその予算であったり、事業であったりは、やっぱり県・国へお願いするのはこれは行政を通してやるしかないと思いますので、その辺については前に申しましたが、代執行であったり、そういういろんな国県からの予算の獲得はお願いしたいとともに、住民の方への行政主導から民間主導への具体的な考え方、意識改革を進めていただけたらなっていう思いでお願いして質問

を終わります。以上です。

○議長 以上で青木議員の一般質問を終了します。

お諮りいたします。昼食休憩を取りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 よって、午後1時5分まで昼食休憩といたします。(午後0時05分)

◇

◇

◇

○議長 再開いたします。(午後 1時05分)

8番、五十嵐健二議員、登壇願います。

なお、五十嵐議員は2時5分までといたします。

○8番 それでは私の方より一般質問に移らせていただきます。先ほど2番青木議員からも出された人口減少問題についてであります。先ほどの青木議員が申し上げるとおり大変難しい事業だと考えております。私は三島町が前回の国勢調査、平成27年から令和2年までで216人減少しているというふうな結果が出ました。そして今回令和7年に行った国勢調査でも200人以上の減少が確認されるのではないのかなというふうに考えております。そういった中で人口減少に伴う緩和策・適応策について町当局に伺いたいと思います。

人口減少は町にとって喫緊の問題であり、町も様々な対策をとっている。これまで町が出生数の増加や移住・定住人口の増加につながるよう行ってきた対策が緩和策と考えると、それと同時に適用策も必要だと考えます。例えば現在温暖化対策として、脱炭素地域づくりなどの緩和策と、ここに強い稲の品種改良などの適用策が行われております。そこで人口減少における緩和策は行っているが、適応策はどのように考えているのか町当局に伺いたいと思いますので、よろしくご答弁の方をお願いいたします。

○議長 答弁を求めます。町長。

○町長 8番五十嵐議員の質問にお答えします。

本町では、人口減少を最も重要な課題の一つとして認識しており、本年度策定した第五次三島町振興計画後期基本計画においても、人口減少を前提とし、その影響を和らげる「緩和」と、変化する社会に対応する「適応」の両面から取り組むこととしております。まず、「緩和策」とは、人口減少そのものをできる限り抑制するための取組であり、出会い・交流の促進、子育て支援の充実、移住・定住施策、関係人口の創出などがこれに当たります。本町では、人口減少・少子化対策推進本部及び人口減少・少子化対策プロジェクトチームを中心に、全庁的な検討と施策の推進を図っております。一方、「適応策」とは、人口減少や少子高齢化が進むことを前提として、町民の皆さまが安心して暮らし続けられる地域づくりを進める取組であります。具体的には、地域住民同士の支え合い活動の推進、空き家の利活用、地域交通の確保、医療・福祉体制の維持、デジタル技術の活用による生活利便性の向上、さらには各地区が主体となった地区づくり計画の推進などが適応策に当たるものと考えております。人口減少を直ちに止めることは容易ではありませんが、緩和策と適応策を両輪として進めることで、「住みたい、住み続けたいふるさと三島」の実現に向けて取り組んでまいります。ただ、先ほどあの青木議員も質問にあったように、やはり行政だけでは取り組むということに、中々難しいだろうというふうに考えておりますので、

やはり町民総参加あるいは、計画に基づく各種の施策が大事なというふうに考えております。議員の皆さんも、様々な視点から我々に対して、あるいは自分自身が、こういう考えがあるというようなことで、様々な考えがあれば、また教えていただきたいというふうに、考えております。以上です。

○議長　再質問を許します。五十嵐健二議員。

○8番　それではまず最初に町の方でこの振興計画の中にあります。総人口の減少による影響という部分があります。その文章をちょっとお時間をいただいて、読まさせていただきますので、よろしくお願いします。

人口減少が現状の水準で継続して推移した場合、経済規模が縮小し、日常生活に必要な商店・医療・福祉・公共交通等の維持が困難になり、仕事やよりよいサービスを求めて町外に人口が流出する。ますます、人口減少が加速するという負のスパイラルに陥り、地域全体の活力が低下することが懸念されます。税収の減少により、道路や上下水道、公営住宅等の公共施設の維持も困難になる。これまでと同様の公共サービスの提供が難しくなってくるのが予想されます。また、農林業や商工業の後継者不足は農地の荒廃や地域経済の衰退を招き人口減少に伴う少子高齢化は、社会保障費の増加だけでなく、地域活動や伝統行事などの担い手不足の深刻化をもたらし、空き家の増加も相まって地域コミュニティの推進が困難にさせることが予想されます、とこのように書いてあります。町当局は人口減少に伴って、どのような町に影響されるか、まさに、町にとっては最悪の状況になってくるといふようなことは町のほうで予想されているわけですがけれども、緩和策は確かにいろんな事業でとっておりますけれども、それに対する適応策、いわゆる人が少なくなった状況で、その状況を想定した地域社会をどのように今後作っていくのか、というような。全体の構想ですか、そういったものをしっかりと持って活動、これからの事業に生かしているのかどうなのか、その辺りのところお伺いしたいと思います。

○議長　地域政策課長。

○地域政策課長　今ほど五十嵐健二議員からご説明いただきました。この今回3月に提出しました、三島町第5次振興計画後期基本計画はまさに、これは現状人口シミュレーションに基づいて、こういうふうに出されているように私たちも把握しております。我々第5次振興計画三島町後期振興計画では、人口減少を前提とした持続可能な地域づくりを基本的な考え方としております。医療・福祉・交通買い物支援、コミュニティの維持、地区づくり、計画の推進など、まさにこちらを適用策として位置づけるものであると考えておりまして今後も、この計画に基づき進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長　五十嵐健二議員

○8番　ただいま説明があった、適用策についてなんですけれども、私個人的な考えを申しますと、人口減少、人口が少なくなるっていうのは、これはなかなか歯止めは効かない問題であって、今後少なくなってきた事態において、町当局が今の言ったような施策ですか、そういったやつが本当に可能なのかどうなのか。例えば先ほど答弁にあった地域交通の確保ですね。これが人口が少なくなれば当然利用者也減ってくるわけです。そういった

場合に、営業関係を考えた場合に、今のような状況でありましたら、町の負担が増えてくるのではないかなというような懸念もあるわけです。その少人数になった場合にどのような施策、いわゆる持続可能な施策ですよね。今の交通体系もそうですけど、そういったようなことを考えていかなければ、人口が少なくなっていって、その時、極端に少なくなった場合に考えるのではなくて、今から準備しておかなければならない問題というのは考えるわけだと思うんですけども、その辺のところはどのように考えているのか。

先ほどの答弁の中にもありますけど、人口減少・少子化対策推進本部並びにプロジェクトチーム。これってというのはどういった考えで立ち上げたのか、人口減少をなくすために立ち上げているのか。緩和策が中々難しいような部分も出てくるのではないかなって思うんですけども、いろいろな部分を想定して考えていくのかどうなのか、その辺のところもちょっと答弁をお願いします。

○議長 総務課長

○総務課長 地域交通ということでお話しいただきましたので、地域交通に限ったことでございませんが、先ほど地域政策課長よりあった通り、振興計画におきましては、人口減少対策において、重点プロジェクトを組んで、それぞれの重点プロジェクトから色々な施策をやって、実施計画をやってということで、それに沿って私たちはやらなきゃいけないと思ってますし、地域交通の中では人口シミュレーションで減少していくのはもう間違いないと見ておりますので、そうなった時に、今の体制でやれるのかということは、その時々を考えなくちゃいけない。五十嵐議員いう通り、今の時点で将来を見据えた中でバス路線を減らしていくのか、そういうことも含めて少しずつ検討には入っておりますが、なかなか今の状態を変えるっていうのがちょっと難しい状態もありましたので、その視野は入れながら、さまざまな課題に対応していかなきゃいけないかなというふうな思いでは進めておりますが、後期計画できたばかりですので、そこに則りながら進めてまいりたいと思います。

○議長 地域政策課長

○地域政策課長 人口減少・少子化対策推進体制につきましては、先ほど青木喜章議員の答弁にもございましたが、このプロジェクト推進体制を作った理由としては、人口減少・少子化対策をいかにどう対応していくべきなのかということをまず我々職員も含めてちゃんと知っとかないといけないということもあり、本町職員により実践型のプロジェクトとして、人口減少・少子化の問題解決に向けた自由な発想でアイデアを出し合って、迅速に行動するというようなことを目的としてプロジェクトチームを立ち上げたところでございます。

○議長 五十嵐健二議員

○8番 そうすると今後のことを考えながら、このプロジェクトチームを立ち上げて進めていくっていうふうな考えでよろしいわけですね。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 まさしく、議員おっしゃった通りでございます。

○議長 五十嵐健二議員

○8番 人口減少っていうのは、先ほどの、振興計画の中にもあった通り、いろんな部分に深刻な問題をもたらしてくるものだというふうに考えております。ましてや、その小さな問題をいろいろこう一つ一つやっていくのも大切ですし、全体のことを考えながら進めていくっていうのも大切だと考えるんですよ。私が言いたいのは今やっている緩和策。これもしっかりやっていただかないと困るんですけども、人口減少が進んだ中で、実際に町で進めている、そのいろんな施策、これが果たして今後そのようにできるのかどうなのかっていうような不安もある。そういった中で、なんて言ったら良いのか、その人口減少が進んだ中で継続的なそのいろんな事業をやっていくものをどのように今後変えていくのか、今の事業を考え直さな見直さなきゃならないっていう部分も出てくると思うんです。その全体的な問題、いわゆる農業・林業・商工業だとか、いろんな問題を含めてのそういったものの考え方、今聞いていると、やっぱり人口減少や少子化問題のためのいろんな施策が解るんですけども、全体を考えて人口減少に備えるような、そういった施策っていうか考え方、町の考え方っていうのは、今はいろんな施策をやっているっていうふうなことは解るんですけども、町としてそういった考えを今後、持っていくような考えはないのかどうなのか、そういったところもお聞きしたいんですけども。そういった感じがしっかり持っていれば、それに対していろんな施策を考えていけるんじゃないのかなっていうふうに考えるんですよ。その辺のところをどのように考えているのかどうか。

○議長 町長

○町長 そういう時代が来れば国の施策が大々体的に変えていかなきゃならないというふうに考えております。そういう動きになると、例えば三島町、町村の合併は一応ある。それで、金山町と一応協議をしながら同じような課題を、例えばやっていく。あるいは柳津町と組んでやる。例えば農業の問題をやる。私はそういうような方法でやるざるを得ないというふうには考えております。例えば、スカンジナビア半島のノルウェーとか、フィンランドとか、ああいうのはすごい。例えば大学はほとんど無償です。いろいろな医療は無償。ある面ではそういうような体制を取っていかないと国が成り立たないというふうに、考えておりますし、そうした場合にはやっぱりこんな小さい町ですから、あるいは小さい昭和の金山とか全体的に会津は一つという本当に、会津が一つで色々な物事を考えていかなきゃいけないいうふうには感じております。1億人を切ると2100年になり、そうした場合には、国はそうならないように躍起になって成長だとかいろいろなことをやっており、しかしながら今の国の状態、全体から言えばなかなか難しいことだなというふうには、考えておりますけども、五十嵐議員がおっしゃるように、合併もできない。そうしますと縮小して人も人数も少ないから、それを人口に見合ったような一つの地域を作っていかなきゃならないというふうには考えております。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 今町長が言われたことも、ある程度理解はできます。1町でできないことは近隣町村と連携を組んでやるということも一つの対策だと思います。私が言いたいのは町として、適応策はいろいろやっていると思います。農業関係でも林業関係でも適応策についてはいろいろやってはおりますが、緩和策ですね。適応策っていうものについては、私も町

が本気になって考えているのかなっていうふうに考えると、本当に緩和策がメインではないのかなっていうふうに考えるわけです。やはり緩和策を考える以上、適応策も並行して考えていかないと、人口減少が止まらないっていう状況を考えていきますと、やはり人数が少なくなっても、町としてこの事業を続けていくような形には考えていかなければならないわけですから、そういったような想定も考えながら、事業を考えていく必要もあるのかなと思うんですけれども、今のところ町としてその適応策を考えているというような、そういった物が見えないんですよ。ここにあげてる一応具体的にはっていうふうに答弁ではあげておりますが、これは一部分ですよ。あくまで全体を考えての適応策っていうような形っていうか、人口が少なくなった場合の事業の捉え方、そういったことも踏まえながら考えていかないと、ここでも先ほどの影響の中でもそうですけど、税収が少なくなっていく以上、予算の取り方もコントロールが難しくなっていくのかなっていうの考えるわけです。今、福祉の方もそうなんですけれど、現在、施設が大変経営が厳しいような状況になっております。このまま人数が少なくなっていけばそこで働く人も人数を確保するのが難しい。そこに入る人も少なくなってくれば営業的には大変厳しいような状況になってくるというようなことも考えて、これから進んでいかないと、その時になって動いたでは間に合わないような状況になってくるんじゃないのかなと。今ホームヘルプもなくなりましたよね。実際にそういうような状況になっているわけですから、今後、緩和策もそれは必要です。やっていく上では緩和策は積極的に進めていかなくてはならないと思いますが、そういった現状を踏まえて、いろいろな適応策も考えていく必要があるんじゃないのかなっていうふうに考えるわけなんですけれども、その辺どのように考えていくのか。

○議長 町長。

○町長 人口減少デザインっていうのはある学者がやってます。例えば今の状態だとこれでするんだけど、五十嵐議員がおっしゃったように、小さくなった時に100人が50人になったら、今の建物としてはできないと。そうすると、例えばこの建物を金山と一緒にやるか。例えば、前もポートプランやったけども、各地区に作るのではなくて、やっぱりこうある面では三島に100人が作るべきとか、あるいは金山に50人を含める。そういうプランを買ったんですところが、やっぱりわが町は欲しいというか、おじいちゃん・おばあちゃんが近くに入った方がいいということで、それはちょっとできなかったんですけども、おそらく今そういうことも国もいろいろ考えているんですね。例えばヨーロッパ型とかで、やっぱり当然今言ったように大事なことですし、じゃあどうするんだというようなことで言っても、なかなかこれですよっていう見本を見せることもなかなかできないですけども、大事な視点だというふうに考えてはおります。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 いろんな福祉施設もそうなんですけれども、今の状況というものは町の方でも把握はしていると思います。今どういった状況なのかっていうのはやはり大変厳しいような状況になっているっていうのは町の方でも把握はしていると思うんですけれども、町の姿勢として、私が町の方に言いたいのは、一応緩和策・適応策というふうな形で質問をしていますけれども、人数が少なくなってきた場合のその状況、そういった場合をしっかりと

踏まえながら、今後いろんな施策をしていく必要があると思うんですけれども、そういったことをしっかり認識して行っているのかどうなのかというところがちょっと不安な部分があるんですけれども、農業部門もそうなんですけれども、新規就農者に対していろんな補助を出しておりますよね。ただ、現時点ではやはり高齢化が進んで、今後どうなっていくのかわからないというような状況があるわけです。だから今後のことをこの先のことを見据えながら、新規就農者ですか、そういうような募集をするってこと自体、今農業で生計を立てて生活をしていくっていうに考えると、三島町では私はかすみ草がその一つなんではないのかなっていうふうに思うわけなんですけれども、実際米だとか、いろんな農業の野菜だとかそういったやつで実際生活できるような、そういった農業が実際に作られているのかどうなのかっていうふうなことを考えると、やっぱりその不安にあるわけです。だから、農業関係のいろんな緩和策はやっていると思うんですけれども、実際に新規就農者が来るような環境づくりをしっかりとしているのかなっていうのは不安がある。ですから、とにかく、あの町でやっている緩和策、いろんな事業に対する緩和策は、これは大切な事業の一つだと思いますが、実際にその緩和策がちゃんと生かされて、今後、農業っていうのはあ新規就農者だとか、林業で言えばいろんな林業の施策に対してしっかりと対策を取っていけるのかなっていうところも不安なんです。これからいろんな事業を考える上で、一番のネックは人口が少なくなるっていうことに対しては、農業人口も、いろんな部分で少なくなってくるわけですから。自分でも何を喋っているのか、ちょっと今分かんなくなってくるような状況なんですけれども。とにかく、一つの政策をやる上で、そのプラスの部分マイナスの部分、いわゆるあの人口が少なくなってくれば、なかなかその政策ができなくなるというような部分も出てくるとは思うんです。でそういった場合にどのような対策をもうかえ考えていくのか、もうその状況になった時考えるのではなくて、今なら並行してそういうことも考えながら進んでいかないと、これから町の事業を進めていく上では大変厳しい状況になってくるのかなと思うんです。ですから、そういったところはしっかり考えて事業を立ち上げて進んでいっていただきたいと思うんです。今ここでの策として、プロジェクトチームを立ち上げてやるっていうふうな考え方もこれはいいと思います。ただ、この考え方を進めていて、どういうふうなことを今後やっていくのかこういう結果を求めていくのかというのは、今後のプロジェクトチームの一つの成果になると思うんですけれども、それが人口減少の対策になるのか、どうなのかっていうふうなこともしっかりと踏まえて考えていっていただきたい。極端な話、移住者をいろいろ案内で出すっていう場合です。今、IT関係の仕事をやってる方は何人か入ってるんですよ。まあ、移住者の中に入っていただければというふうに考えまして、都会の方から地方を目指して、仕事はどこでもできるっていう感覚で、地方の方に出ている人も最近増えてるっていう話も聞きますし、あとは自分でこちらに来て仕事をしたいっていうような意欲を持った方などもいらっしゃると思うんで、移住定住問題に関しては、いろいろな人を募集することも大事だと思います。私個人的にですが、いろんな施策を考える上では、これからマイナスになる部分も頭に入れながら、その施策を進めていただきたいなというふうに考えますので、よろしくお願いしたいと思います。以上で私の質問は終わらせていただきます。こ

れは答弁はいいです。

○議長　これで8番五十嵐健二議員の質問を終了いたします。

次に、5番、河越昭利議員。

河越議員の持ち時間は、2時33分までといたします。

○5番　5番、河越です。私は今回三島町の情報の発信について質問いたします。三島町ではこれまで広報みしまやIP告知端末いわゆるテレビ電話、あとは三島テレビ、ホームページ、お知らせ版等で町内町外への情報発信を行ってきました。また、今年度は情報発信の強化を重点事業とし、あらたにSNSを利用した発信も始まりました。一方でIP告知端末、みしまテレビは機械の老朽化等の理由からサービスを停止・縮小している状況でございます。そこで質問いたします。IP告知端末、テレビ電話やみしまテレビに変わるサービスについて、タブレット端末の貸し出しやYouTube配信などの様々な検討をされてきたと思いますが、多額の費用がかかるなどの課題も多々ありました。テレビ電話やみしまテレビに変わるサービスとしてどのような方法を考えているのか伺います。また、使用できなくなったテレビ電話や光ケーブル等の処分の方法も伺います。

2つ目です。町ホームページの活用について、今年度重点事業である情報発信の強化の魅力発信業務として、ホームページ更新の予算が計上されております。具体的にホームページのどこを更新するのかを伺います。また、ホームページに新しい情報を掲載する場合など、管理運営はどこの課が行っているのか伺います。

3つ目、SNSを使った情報発信について。今年度より暮らしに役立つ情報発信事業の情報発信専門員が配置され、SNSを利用した情報発信が始まったことは、非常に評価できることだと思います。ここで新しい事業なので、確認したいと思います。数あるSNSの中からInstagramを選んだ理由と発信の内容及びそのターゲットを伺います。また、この公式Instagramを始めるにあたり、学校経由で子どもたちの肖像権同意書が配布されました。どのような発信に利用されるのか、ガイドライン等の説明のないまま肖像権同意書の提出を求められたその経緯を伺います。保護者の中には学校から来た書類なので、よく確認せず提出しまし提出してしまったという方もいらっしゃると思いますので、再度ガイドラインを保護者に提示して説明会等を行う予定があるのかも伺います。

○議長　答弁を求めます。町長。

○町長　5番、河越議員のご質問にお答えします。IP告知端末やみしまテレビに代わるサービスについてですが、防災情報に関しては戸別受信機により音声で伝達しており、IP告知端末による文字情報が出来ない状況ですので、今後はSNSを活用し、スマートフォンへの情報伝達として町の公式「ライン」を立上げ、文字情報伝達に取り組めます。みしまテレビにつきまして、サービスは継続しておりますが、今年度より放送内容が変更となりました。町内行事についてのお知らせは、これまでとおり広報誌によるお知らせに合わせ、4月よりSNSの「Instagram」において町公式サイトを立ちあげ町民の方々をはじめ町外へも周知しております。このサイトにおいて三島町の情報発信を進めて参ります。文字放送受信ができなくなったIP告知端末についてですが、回収はラインやInstagramの普及状況を見ながら実施させて頂きます。電話としては使用できますので、当面の間はご利用いただき、回収の時期が決まりましたら周知させて頂きます。

第2項目目の町のホームページの活用についてお答えします。まず、町のホームページの管理は地域政策課が行っておりますが、掲載する情報につきましては、それぞれの担当課が作成し、発信しております。今年度計上しております予算につきましては、ホームページのシステムを入れ替えるものではなく、現在のホームページをより見やすく、分かりやすくするための支援を受けるものであります。具体的には、専門の事業者からページ作成の支援や助言を受けながら、利用状況の分析を行い、利用者が必要な情報を探しやすいホームページへ改善してまいります。また、これまでよりも職員が画面を見ながら直感的にページを作成・編集できるようになるため、情報の更新や修正がしやすくなり、より迅速な情報発信につながるものと考えております。この取組は、単なるホームページの改修ではなく、町民の皆様への情報提供の充実はもとより、観光や移住・定住、生活工芸運動、さらには台湾をはじめとした交流事業など、本町の魅力をより効果的に発信し、関係人口や交流人口の拡大につなげていくための取組であります。今後も、町民の皆様や町外の方々に必要な情報を迅速かつ分かりやすく発信できる、親しみやすいホームページづくりに努めてまいります。

第3項目目のSNSを活用した情報発信についてお答えします。町では、本年度より情報発信専門員を配置し、SNSを活用した情報発信を開始いたしました。Instagramを選んだ理由は、写真や動画を中心とした情報発信に適しており、本町の豊かな自然や生活工芸、地域の暮らし、観光資源などの魅力を視覚的に分かりやすく伝えることができるためであります。発信内容につきましては、観光やイベントの情報、地域活動や学校行事、住民の皆様への暮らしの様子など、本町の魅力や日常を広く発信してまいります。また、主なターゲットは、町民の皆様はもとより、町外の方々や若い世代であり、本町への関心や共感を高め、交流人口や関係人口の拡大につなげていきたいと考えております。次に、肖像権に関する同意書についてであります。学校行事や地域活動などの様子を発信する際に、児童生徒の写真や動画を使用する可能性があることから、保護者の皆様へ同意をお願いしたものであります。一方で、同意書の配付にあたり、運用方針や活用方法について十分な説明がなされていなかったとのご指摘につきましては、真摯に受け止めております。今後は、SNSの運用方針やガイドラインの内容について、ホームページ等を通じて分かりやすく周知し、保護者の皆様にもご理解いただきながら適切な運用に努めてまいります。

○議長 再質問を許します。河越昭利議員。

○5番 1つ目に確認なんです。テレビ電話、今まで総務課で担当しておりました。それに変わるものはラインの公式アカウントということです。もう一つ、地域政策課の情報発信の強化というところで、暮らしに役立つ情報発信事業。二つ、要は暮らしに役立つ情報として二つ発信するSNSができるということになってしまうのですが、これは引き続きラインの方は総務課、Instagramは政策課で担当するという認識でよろしいか確認したいです。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 今ほどの、SNSを活用した情報発信につきましては、こちらは、我々の課が主幹ではありますけども、今うちの方で行っているのは今のInstagramも初め今後行おうだろうという検討しております、ラインについても、全課で皆さんで一早く情報

を発信するような取り組みとして準備を進めているところでございます。

○議長 河越昭利議員。

○５番 全課で総力を挙げてやっていくということで、情報発信というのは、先ほど申し上げたとおり、現在住んでいる三島の町民に向けた発信というものと、町外の人に向けた、観光情報であるとか、移住政策などのこの２通りがあると思います。テレビ電話というのはもちろん町内向けの話になって、今取り組んでいる公式ライン、これは町内向けの発信になるかと思います。その中で、大切なものが、災害の情報であったり、道路の通行止めであったり、停電断水ですとか、急を要する発信というのは今音声のみとなっておるので、早くその文字で提供していただけるような対応を早急に取り組んでいただきたいと思います。公式ラインなんですが、どういう形で考えていらっしゃるのか、また説明を受けてませんが、私もちょっと他の町村も確認するとしっかりジャンル分けをして発信しておられる。例えば防災や災害、消防だったり暮らし生活、医療・子育て、私が見た自治体では19ジャンルに分けられていて、その中から自分で必要と思うところを選んで、その情報だけをとることができる。こういうシステムを取ってるところが、近隣町村でもありました。現在、三島町ではどのような、公式ラインというものを考えていらっしゃるのか。今分からないでも構いません。

○議長 総務課長。

○総務課長 係長さんをメインに、公式ラインを立ち上げにあたって、ガイドラインとか、どのように情報を上げているかというのを一生懸命検討してもらってます。ただ、私たち総務課の方でいろいろ考えたのは、防災無線との連動と思ってたんですが、なかなか難しい金銭的にも大変だということですので、最低限の部分で、河越議員が言われる通りまちの情報をどこまで乗せるのかということも含めて検討してもらっています。町村ですと、先ほどあった19項目のボタンを押すと、そこで完結するんじゃなくて、町のホームページに飛ぶとかそういう部分での、原型もできますので、その辺も含めて観光を全て、ラインについては、町に限ったことではなく、これは逆に、家族の方も登録できるようなことになると思うので、町の人だけじゃなくて、利便性が広がって町外の人たちも町がどういう状況なのか知れると思います。もう一つ大事なのはやはり職員間の情報提供の運用だと思いますので、地震があったからすぐじゃラインに出るのかということではないので、町の方の職員がやらなきゃいけなくなりますので、すぐに全員がラインを持ってるわけではないので、それを考えてやはり防災無線の音声とか、ラインの方とかインスタグラムとかと全部連動させないと、なかなかやっぱり皆さんに情報が行き渡りませんので、今の段階では防災無線を使いながら、いずれラインの方に同時ぐらいの状況で一応文字情報流せば声が聞こえなかったということも何とか防げるような体制づくりを作っていきたいと思っています。

○議長 河越昭利議員。

○５番 19ジャンルって申し上げましたのは、例えば年齢によっては、やっぱり出会い結婚なんていう政策の情報は、なくてもいいと。自分で選択できるような方法を取っていただければなという、要望でありますので、引き続き、早くできるようにやっていただきたいと思います。テレビ電話の回収の件なんですが、電話機本体、これは当然、電話が繋

がってるっていうのですが、私の認識不足で完全に使えないなと思ってましたので、その勘違いかもしれないで。電話の本体の回収ですが、私のうちはまだ当然外してしまっただけですけども、役場の方に持って行きました。解消していただいたんですが、配線ですね。家の中に光ケーブルを取っておましてずっと辿っていきますと、電源を使っている機械なんかも接続されております。それをどうしたらいいものかっていうのが分からなかったもので、そういった回収なんかもお願いできるのかどうか、これについてお聞きしたいんです。

○議長　総務課長。

○総務課長　一応、答弁の中にも書いた通りですが、皆さん今、お知らせ版なり、広報みしまでＩＰ告知端末が使えなくなります。ということで、多分、皆さん誤解されて、もう使えないから、何もやってないって方もいらっしゃるって、中には、電話を使えるからそのまましたいという方もいらっしゃるって、先ほどあった通りなんですけども、これから今インスタントが始まりました。これからラインの方も立ち上げて、町民の皆さんに情報の伝達していくようなシステムを整ってきましたら、回収させていただきたいなと思っております。ただ、河越議員ご指摘の通り、本体だけを集めるだけでは、全部になってないので、電話線のところが光配線が入ってる部分から町のものになりますので、そちらは今度回収となると相当な世帯数になりまして、撤去費用となると、なかなか大きなお金になりますので、まずは今町の総務の方として考えたのは本体の方を使わない方は回収させていただいていこうかなと思ってますので、配線についてはちょっと状況を見ながらということですが、特にラインとかインスタに關係するものではございません。ただ、この後、それじゃ使えないのかっていうことなんですけど、それは専用線なので使えませんので、いずれは財源等も含めまして検討していきたいなと思います。

○議長　河越昭利議員。

○５番　配線、光ケーブルの方も回収はお願いしたいと思います。私の家も外しは外したんですけど、どうしていいか分からず、今とりあえずぐるぐる巻いてそのままになってるんで、最終的にお願いしたいと思います。続きまして、今年度から始まりました新しい発信であるインスタグラム、この件についてお伺いしたいと思います。先ほど質問の中でも申し上げましたが、同意書ですね。同意書の件についてちょっとお伺いしたいです。私が心配しておりますのは、ＳＮＳに子供らの写真を載せている、載せる。このことについて、非常に心配している点があります。今問題になっております悪意ある編集もされて転載されるですとか、フェイク画像に加工されて別のＳＮＳに掲載されてしまうという問題も実際発生しています。一度その流出画像が流出してしまえば、いわゆるデジタルタトゥーという形で、一生消せないで残ってしまう、こういう心配もしております。この心配がある中で、答弁の中で説明会は開かないでホームページ等で運用方針や活用方法について、説明したいということでしたが、私はもう一度しっかり保護者を集めていただいて、ガイドラインなどを含めながら、もう一度同意書を取り直した方がいいのではないかと考えますが、これは町長ですかね。考えたというかえ、返答をお願いします。

○議長　地域政策課長。

○地域政策課長　今回の肖像権につきましての同意書については、先ほど町長答弁の中に

も申し上げる通り、具体的なガイドラインの指針ですとか、そういったところの説明がなかったのは真摯に受け止めたと思っております。しかしながら一応、この同意書作成の文章を配布する際につきましては、我々の課だけではなく、教育委員会、小学校、中学校、保育所と協議を重ねて、このような文書で出すかっていうのを念入りに調べまして、それで各々の代表者さん達がオッケーという形になった中で、保護者の方に通知を出したという形となっております。今回、この同意書につきましては、町内の保育所、小学校、中学校の児童生徒の保護者の皆さんからは回収率は98.3%でございました。多くの皆様に我々としてはご理解いただいたものだとは認識しております。そのため、現時点では説明するえことは考えておりませんが、ホームページまたは広報紙またはお知らせ版などで運用方法については改めて公表しまして、引き続き、丁寧な周知に努めていきたいというふうに思っております。

○議長 河越昭利議員。

○5番 おそらく回収率としては良かったんだろうとは思いますが。先ほど、質問の方でもお話ししましたが、学校から配布されたってということで、もちろん保護者にも責任があるんですが、大丈夫であろうということで同意してしまった。よく確認せずに通してしまったという話も聞いております。もう一度説明して同意書を取り直すっていうことも考えてもいいのではないかとということでした。そういう思いで今その質問させていただきました。このSNSの運営についてなんですが、こういった様々なトラブルっていうのはこれが予想されるわけですが、専門員が配属されております。これからの発信等に必要なその研修や勉強会などというものを受講してもらう。こういった考えは、地域政策課は考えていらっしゃるでしょうか

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 今のところ、そのような予定計画を立てておりませんが、情報発信専門員もですね、進めている中で、近隣町村のいち早くスタートしている近隣町村の担当者と連絡を密にしながら、この情報発信について行っておりますので、例えばですね、もしそういうような講習会があるのであれば、よく協議をした中で進めていきたいと思っております。

○議長 河越昭利議員。

○5番 専門的な知識が、必要になると思いますので、そういった研修会などがあればぜひ参加していただきたいと思います。それでは、このInstagramの活用の方法としてですが、現在見ますと、子どもたちの行事として、絆フェスティバルと田んぼの学校として、2点ぐらいを確認したんですけども、その発信の仕方ですね。今見ますと、多分子供たちが楽しくこんな行事を行いましたという形が発信でなっているかと思うんですが、町の公式としてあげるのであれば、町の政策や、先ほどから、青木議員、五十嵐議員がおっしゃってるように移住政策、人口減少の移住政策や子育て政策というところにつなげるような発信に持っていければいいのではないかなと考えます。もし、子供たちのその様子を伝えるのであれば、少ない生徒数ながらもこういった楽しい授業を行っておりますだけではなく、そこに三島に来ていただきたい、そのためにこういった政策もありますよって

うところまで発信としてつなげていければなと思うんですが、今後の発信に対して、どのような考えでいらっしゃるのかお聞きしたいです。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 質問ですけど結論から言いますと、河越議員のおっしゃる通りでございます。インスタグラムをスタートした理由としましては、まずは写真・動画発信に優れているというのは、インスタグラムが良いということと、若い世代の利用者が多いということから、インスタグラムを最初にスタートしたという経緯がございます。本町ではこのインスタグラムにつきましては、移住定住対策を重要な施策の一つとして位置付けて、進めていくために、インスタグラムというSNSを進めておりますので、将来的な移住や関係人口の拡大につながる若い世代へ効果的に情報を届けることができる媒体としてインスタグラムという形で使用していきたいというふうに思っております。ただ、なにぶん今年度よりスタートしております。今のところだと、このインスタグラムの掲載については、そういった身近な情報を載せていくような形でスタートしておりますが、これからにつきましては移住定住に向けた取組とかを載せていきたいというふうに思っております。

○議長 河越昭利議員。

○5番 やっぱり個人のアカウントではないので、町の政策に結びつけていただきたいと思います。それに関連してるんですが、SNSでの情報の発信と言いますと、情報量が限られると思います。他の町村の発信も見ましても、最終的には、例えば町のホームページを確認くださいですとか、観光協会のホームページを確認してくださいというふうに、そのホームページ上に誘導しているものが多いかと思います。そこで質問なんです、町のホームページの方針についてなんですが、私も確認しましたが、非常に更新の頻度が遅いと言いますか特に、分類別けされているライフイベントっていうところも、そこに関してはもうまだ今年度一度も更新されていないものがあつたりですとか、去年一昨年のものであつたりっていうのが見受けられます。今後、SNSを使って町のホームページに誘導していく。そういうふうにしていくのであれば、ホームページの更新というのかなり必要になります。今の状態であれば、三島町のイメージダウンにもつながりかねないと考えますので、その辺の更新についての考えを聞かせてください。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 今のホームページにつきまして、先ほど町長の答弁になりましたが、情報の掲載については各課で常に情報入力をしまして、各課長の決済を受けた時に、情報発信がされてくると。しかし、河越議員おっしゃる通りなんですけども、我々職員、職員全員が、全員といってあれですけども、職員のほとんどは、そのホームページの作成について、あまり得意ではないというのは正直な現状であります。今回、その当初予算で計上しましたのは、ホームページをいかに、見やすく、分かりやすくもしていくかという形で、専門アドバイザーが常に配属していく中で、ホームページを自分で直感的にこう作成しながら、行えるというシステムを今回当初予算で入れて行っていきたいと思っております。このことによって、確かに、詳しくはホームページで移行という形になってきたところに対して、より見やすいホームページが見せるような取り組みの一環として進めていきたい

という形で、今年度当初予算で計上したところです。今後につきまして、どちらにしてもですね、我々職員がですね、ホームページについてのそういった入力または情報公開についての、勉強もしなくちゃいけないというのも重々ご理解しますので、そういったことも含めながら実り多い発信をしていきたいと思っております。

○議長 河越昭利議員。

○5番 今回、ホームページを更新されれば、各課ごとに自分たちで、編集できるようになるっていうのは、いいことだと思いますし、ぜひそうしていただかないと、このSNSとの連携を取っていけないと思います。先ほど全課ということで、課長からもありましたが、これはもう地域政策課だけの課題ではないと思います。課の枠を超えてSNSで各課がもちろん、発信する情報もありますので、各課の枠を超えて皆で取り組んでいかなければいけない問題かなとも思います。これから町のホームページ、公式のSNS。観光協会、その他の町の民間事業者なんかも、合わせて展開していかなければいけないと思っております。先ほどちょっと申し上げました、SNSでの画像の漏洩ですとか、このような問題が発生した場合に、どのように町として対応していくのか、これから広報の戦略とまではいいませんが計画が必要になってくると考えます。そういった計画を立てる上で、このどのようなこの取り組みを考えていらっしゃるのかお聞きしたいです。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 今回SNSのガイドラインについて、ガイドラインを策定させていただきました。今回このガイドライン策定に当たって、万が一、俗に言う漏洩ですとか、例えばなんですか、炎上してしまったとか、そういった様々なことが起きたことにする対しての想定方法について、とりあえず、国とか県とか、よく行っている市の方のSNSガイドライン等を参考にしまして、作成している形になっております。そういった形なるべくはそういったことがないように努めていきたいというふうには思っておりますが、そのような形で慎重に、進めていきたいというふうに思っております。

○議長 河越昭利議員。

○5番 やっていただきたいとは思いますが、私が一番心配しておりますのは、先ほどから何度も申し上げておりますが、子供たちの画像が使われるということも今一番心配であります。私も小学生の子供がおりまして、この同意書にはちょっと、自分の心配から、同意してないですが、個人が特定されるような顔のアップの写真、こういったものはあのことと控えていただけないかなと個人的には考えているところであります。今後これから始まったばかりの事業でありますので、今は説明ありました、ガイドラインに沿ったしっかりと、対応を取っていただいて、この事業を進めていっていただきたいと思っております。以上で終わります。

○議長 これをもちまして、5番河越昭利議員の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問を終結いたします。

◎請願第1号の審議（質疑・討論・採決）

○議長 日程第6、請願第1号養豚事業所から発生する臭気による生活環境改善を求める請願書を議題といたします。事務局長朗読。

(事務局長、議案書により説明)

○議長 お諮りいたします。

本請願は、会議規則第90条の第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、本陳情は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論なしと認めます。

請願第1号養豚事業所から発生する臭気による生活環境改善を求める請願書を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号の審議(質疑・討論・採決)

○議長 日程第7、陳情第1号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。事務局長朗読。

(事務局長、議案書により説明)

○議長 お諮りいたします。

本陳情は、会議規則第90条の第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、本陳情は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論なしと認めます。

陳情第1号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、原案のとおり可決されました。

◎散会

○議長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
お疲れさまでございました。

(午後2時15分)

令和8年第2回三島町議会6月定例会会議録

招集年月日 令和8年5月8日

招集の場所 三島町役場

開 会 令和7年6月19日 午前10時00分 議長宣告

応招議員 8名

1番	馬 場 学	2番	青 木 喜 章	3番	菅 家 三 吉
5番	河 越 昭 利	6番	大 竹 克 昌	7番	吉 垣 絵梨子
8番	五十嵐 健 二	9番	二 瓶 俊 浩		

不応招議員 なし

出席議員 8名

1番	馬 場 学	2番	青 木 喜 章	3番	菅 家 三 吉
5番	河 越 昭 利	6番	大 竹 克 昌	7番	吉 垣 絵梨子
8番	五十嵐 健 二	9番	二 瓶 俊 浩		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	矢 澤 源 成	副町長	鈴 木 庄 蔵
教育長	山 口 浩	参事兼総務課長	小 柴 謙
参事兼地域政策課長	板 橋 淳 也	参事兼産業建設課長	小 松 昭
参事町民課長	菅 家 直 人	会計管理者	星 保 弘
生涯学習課長	舟 木 孝 治		

会議に職務のため、出席した者の職氏名

議会事務局長 五十嵐 義 幸

議 事 の 経 過

◎開議

○議長 おはようございます。

全議員の出席を見ております。

これより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◎議案第24号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長 日程第1、議案第24号、専決処分承認を求めるについて（令和7年度三島町簡易水道事業会計補正予算）を議題といたします。

説明を求めます。産業建設課長。

（産業建設課長、議案書により説明）

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質疑なし）

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（討論なし）

○議長 討論を終わります。

これより議案第24号、専決処分承認を求めるについて（令和7年度三島町簡易水道事業会計補正予算）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、原案のとおり承認されました。

◎議案第25号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長 日程第2、議案第25号、専決処分承認を求めるについて（三島町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

（町民課長、議案書により説明）

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質疑なし）

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（討論なし）

○議長 討論を終わります。

これより議案第25号、議案第25号、専決処分承認を求めるについて（三島町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長 日程第3、議案第26号、三島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

（町民課長、議案書により説明）

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番五十嵐健二議員。

○8番 確認なんですけれども、先ほどの子供子育て支援金制度の中で改正の影響、その中の2番目、国保基金繰入っている部分があるわけなんですけれども、これは今後、このようなかたちで、町の方で進めていくっていうふうに理解してよろしいわけですか・

○議長 町民課長

○町民課長 基金の繰り入れにつきましては、このたび、この算定を行った際に、被保険者数が減ってきておりまして、合わせて被保険者の所得の方も落ちている状況でございます。ですので、その分を税率のここに加えてしまいますと、税金が上がってしまいますので、基金がございますので、そちらに基金を当てることで、今回は皆様の保険税率を抑える形とさせていただきます。子供子育て支援納付金分につきましては、今ほど説明申し上げたとおり、医療分後期分の方で調整させていただきましたので、基金を当てたということにつきましては、費用保険者数の減、所得の減ということで、そちらに当てさせていただいたものでございます。

○議長 これからも当てていくかという分は。

○町民課長 これからですが、今年度中に令和11年度の標準の保険税率が示されます。ということで、令和11年度から統一の保険税率になるものですから、そちらの数字を見た上で、今後の被保険者の推移等を踏まえて、基金を当てるということも当然考えていくように考えております。

○議長 ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

（質疑なし）

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（討論なし）

○議長 討論を終わります。

これより議案第26号、三島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長 日程第4、議案第27号、令和7年度三島町一般会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番吉垣絵梨子議員。

○7番 繰越金について質問いたします。予算書1ページで確認します。今年度8000万円当初予算で繰越金を計上し、6月の補正で9000万円計上されています。今年度の繰越金の見込み額というのはいくらなのか教えてください。

○議長 総務課長。

○総務課長 今まだ決算が5月31日に終わって、確認はしておりませんが、1億7000万円をちょっと超すぐらいかなというふうに、今数字の方は出ているところです。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 そうしますと、年度繰越金をすでに補正予算でも使っていることになるので、積み立てはされないということをの理解でよろしいでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 決算というところになりますが、基本的に、吉垣議員の質問の意味ということとは、繰越金に関して、半分に相当する部分を積み立てなきゃいけないという部分がありまして、その他もう一つ、償還、繰上償還等に使えるという部分はありましたので、今年、令和8年度予算では繰上償還を考えておりますので、なかなか今のこの状態ですと、見ていただければと思うんですけど、1億7000万円ってということで、補正予算の方が、8000万で繰越金を見ていた中で、今回9000万円ということですから、積立的にはちょっとなかなか難しいかなと思います。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 地方財政法7条において、半分以上を積み立てるか、繰上償還の財源に充てるというふうになっているかと思うんですけども、今回の繰上償還っていうのは1億6700万円ほど、現在基金をその財源にしているかと思うんですけども、繰越金は実際繰上償還に使われないっていうふうに理解するんですけども、その点どのように理解したらいいでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 このような状況になっておりますので、これから繰上償還と、この後の積立とかも含めると、大変これはあれな形になりますが、財調から予算を一旦降ろさせていただいて、そこからまた次という形をとるしかないかなというところもあります。なので、なんと言ったらいいのかわかるんですが、そのような形で積立という形を取るしかないかなと思っております。

○議長 総務課長。

○総務課長 繰上償還分に関しては繰越金を当てて、もともとの分に減債基金充てるという形で取り組んでまいります。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 そうしますと手続き上、繰越金は繰上償還、今年度はその財源に充てられるっていう理解でよろしいですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 その理解でよろしいです。

○議長 河越昭利議員。

○5番 今の繰上償還の件で気になったのは、結局1億7000万円も予算として組み込んでしまったので、例えば繰り上げ償還する場合っていうのも何かの基金をどっかでおろす必要があるのかなって思うんですけどちょっと今そこ理解ができなかったのもう少し詳しく教えていただければと思ったんですが。

○議長 副町長。

○副町長 本年度の償還分につきましては当初予算で計上してございます。そこに当初は減債基金から繰入れを見込んでございましたが、今回のこの繰越金が多く出ておりますので、この繰越金の半分は繰り上げ償還の方に充当させていただいて、当初予定していた繰上償還分に使う減債基金では、通常の償還分の財源として当てさせていただくということで、ご理解いただきたいと思います。今後、償還が増えなければ、新たな繰り入れはございません。

○議長 ほかに質疑ありませんか。8番五十嵐健二議員。

○8番 ページ数でいうとの11ページ、社会福祉総務費の中に、負担金補助金及び交付金ですか、訪問介護事業で40万1000円でこれ上がってるわけですがけれども、これは、桐寿苑の方で行っていたヘルパー事業が継続できないってということで、町の方で進めている事業なのかなというふうに思うわけですがけれども、これ担当は町民課で行っているわけですか、それとも包括支援の方で行うような形になるわけですか。それとも一つ。人数がヘルプを必要とする人数も少なくなっているというのものもあるわけですがけれども、人数が少なくなったから、この事業はなくなるっていうことは、大変厳しいのかなっていうふうに思うわけですがけれども、今後町の方でこれを続けてやっていくっていうふうな考えてよろしいのかどうか、その辺のところもちょっと伺います。

○議長 町民課長。

○町民課長 訪問介護事業につきましては、議員ご指摘のとおり、町内の事業所が4月いっぱいを持って事業を休止されました。そのことから、ほかに訪問介護事業をやっていた事業所を町の方で探しました。受けていただけたところが今回見つかりましたので、そちらにお願いするようになったわけですが、今後もやはり今回も必要とする町民の方もいらっしゃると思いますので、こちらについては、今回の事業が継続できるように今後も事業所さんと連携を密にしながらなんとか継続できるような形を進めてまいりたいと思います。で、担当は町民課の介護保険の事業としてやってございます。

○議長 8番五十嵐健二議員。

○8番 訪問介護については、色々日程とかそういったことを決める。決めなければならぬ部分も出てくると思うんですけども、それも町民課でやるわけですか。それとも包括支援の方にはいろいろ資格を持った方がいらっしゃるわけですがけれども、その訪問介護を頼んだその先ですか、そちらの方と町民課で相談しながら、日程とかなんかは決めていくわけですか。うーんそうですね。

○議長 町民課長。

○総務課長 訪問介護におきましては、町の介護保険事業として町がやってございまして、そのサービスを使うにあたっては、それぞれの町民の方に対してケアマネージャーさんがついております。ケアマネさんが、その方に必要なサービスを計画しまして、その中で、訪問介護ヘルパー事業という部分で、入れてございますけれど、議員御指摘のとおり、その要望に応えるような回数がこう入れられるかどうかというところも、なかなか、厳しいものがございまして、その辺は、事業所さんとケアマネさんがそのケアプランで計画を立てる上で相談しながらやっておりますので、町民の利用者の方になるべくニーズに沿った形で提供できるように町としても努めてまいります。なお、包括に関しまして、高齢者全体の相談事業等を担当しておりまして、主に要支援ですね。介護になる前の要支援の方のケアプラン作成ですとかそういったことを包括には対応していただいております、そちらとも当然連携を取りながら、進めてございます。

○議長 他にありませんか。7番吉垣絵梨子議員。

○7番 10ページの生活工芸振興費の原材料費が増額されており、その理由はアカデミー生が2名から3名になったというふうに聞いております。合わせて人件費の方もえっと17ページの給与明細書のところで増額になっていると思いますので、アカデミー事業については町民の方も様々な意見があるかと思います。丁寧な説明が必要かと考えており、当初予算の編成時には私たちは2名のアカデミー生協力隊の採用というふうに話を聞いていたんですけども、3名になった理由とそのことによるこの町の負担っていうのは、協力隊の費用っていうのは基本的には国の交付税措置だと思うんですけども、今回出ている80数万円っていうのはこれ町が負担するものなのか、そこら辺の説明をお願いいたします。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 今ほどの今年度の生活工芸アカデミー事業については、当初我々の方でも2名という形で当初予算を計上させていただきました。実際ですね、募集をかけましたところ4名の方の応募があつて、選考会を開催させていただきました。そのうち選考会の中で、落とす理由っていうのはなく、それぞれ皆さん優秀で、意欲があったものですから、3名を審議会の中で採用するという形で審査会で決定しておりまして、3名を計上しております。なお、今回補正で上がっております金額につきましても、今回から、協力隊事業の特別交付税措置になりますので、特別交付税措置として財源としては見ることになります。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 1名増えたことによる町の費用負担っていうか、負担は一切ないと考えてよろしいですか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 基本的に特別交付税措置なので、基本的に地域おこし協力隊事業に係る経費については、特別交付税で見られるという形になるので、100%そうだとは言いきれませんが、特別交付税で措置されるという形になります。

○議長 ほかに質疑ありませんか。8番五十嵐健二議員。

○8番 質問ではなく、希望なんですけれども、この予算書、補正予算を見ると、あの職員の異動がありますよね。予算の方でマイナスあとプラス、そういった中で、大変申し訳

ないんですけど、人数何人の異動があるのか、その人数も入れていただきたいなというふうに思うんですけども、その辺のところはよろしいですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 この議案書に書くということでよろしいですか。

○議長 8番五十嵐健二議員

○8番 この中にはほら会計年度任用職員1名となって書いてある部分もあるんですけども、大体がほとんど人事異動によるってというような項目であって、何名が実際に異動しているのか、ちょっとその辺も分かればいいのかなというふうに思うんで、この議案書の中にカッコ書きでも結構ですから、入れていただければいいのかなと思うんですけども、これ役場の方に聞けば済む問題なんですけれども、できれば人数分けていただきたいなというふうに思うわけなんですけれども、その辺のところはよろしいですか。

○議長 総務課長

○総務課長 前担当にも確認しました。前も記載されていた時もあったそうですが、個人が特定される場合もあるということで、あまりよろしくないかということで、結局ここに書いたところで、後で異動表を見ると誰だということが分かってしまう場合もあるので、人数を落としたという経緯もあったそうなんです。なので、人数に関しては、人事異動に関しては皆さんには4月に議会の方にもあのお知らせしておりますので、そちらの方でご確認いただければと思います。

○議長 ほかに質疑ございませんか。7番吉垣絵梨子議員。

○7番 当初予算は危機的な財政状況を踏まえて、上限を設定しての予算編成だったと思います。今回の補正額は1億3300万円と町の財政規模からすると大きいように思います。これだけ増額になった理由っていうところまず教えてください。

○議長 総務課長。

○総務課長 まず一番大きな部分でございますが、補正予算でも説明したとおりですが、一番最後の諸支出金、公営企業費の公営企業会計補助金の方の負担金補助交付金で9376万5000円ということで、ここが一番大きいかなと思います。こちらのほうは、簡単に申し上げますと公営企業会計で、簡易水道事業会計の方で繰越事業、3月議会の方になりますが、繰越が確定しました、事業はですね。普通ならば私たちみたい一般会計ですとお金を持ってそのまま事業を繰越ということに行けるんですが、皆さんにもご説明しており、繰越明許という形をお願いしてやっておりますたら、公営事業会計の方は今度はそのお金を持っていますと、公営企業として収入を得たということになりまして、そちらの方の収入を見られて、そちらの方にこの消費税がかかってしまうということが、税理士さんとの相談の中で判明しまして、こちらの方を公営企業会計の方に出さないで、公営企業会計としては契約はしている事業なんですけれども、そちらの方は一般会計の方からは出さないという形にして、公営企業会計もお金を持たないという形にしないと、お金の中に税金がかかってしまうということがありましたので、そちらのほうを落とさせていただいて、繰越金の中に入っているような形になっております。なので、ただ、事業は進めなきゃいけないことがあります。繰越事業ですので、令和8年度においては、そのお金を公営企業会計にお支払いしないと、そちらの方も事業が進められない、お金の支払いできなくなりますので、令和

8年度において、この大きな部分のお金をあげたところでございます。あとは、人事異動とかですね、給与、事業等によって、増えた分と、あとやはりもう一つ、配水事業で繰越し事業となっております。一つの事業に関しても物価高騰によりまして当初予定していたよりも400万円ほど大きくなるということで、一つの繰越し事業だけじゃなくてということで、その部分を足しますと、やはり大きな金額があります。それを抜きますと、1億3000万円から9000万円4000万円ぐらいになりますが、あと道路維持費の方で、やはり緊急でやらなきゃいけない部分ということがありまして、6月の方は地区要望であったり、緊急の直さなきゃいけない部分は雨を迎えるにあって、危ないところをちょっと直さなきゃいけないというのも、ちょっと材料費の高騰によりまして、需要費と、修繕料、法定給付に関して大きくなってしまったというのがあります。なかなか当初から読めない予算が、ほとんどですので、どうしても1億を超えるような、補正予算となってしまったことは、それなりの事由があって、補正予算となったことでございます。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 実質補正額が増えた部分っていうのは、まあ4000万円ほどっていうふうになると理解しますが、本当に当初予算厳しく査定されて25億円にしてきたと思います。今回は当初つけなかった財政調整基金を3100万円ほど繰り入れて補正予算を編成している。一つ一つの事業を道路の補修なんかやっぱり大きな金額動いてますけれども、一つ一つのその補正の内容っていうこと自体っていうのは、100万円だったり数万円のものから、まあ100万円単位の小さなものですが、本当に今回この補正を対応しなければならなく、補正で対応しなければならなかったのか、私が申すまでもなく補正予算っていうのは、緊急時であるとか、当初予測できなかったことに対応するものっていう内容に当ててべきだと思うんですけども。今回、例えば補正の査定の中で計上できなかったものもあったのが、査定はどのように行われたのかっていう確認できますか。

○議長 総務課長。

○総務課長 各課から皆さんから伺ってあげていただいた部分があります。中身を私の方でいろいろ細かく課長から説明を受けまして、財政と担当の係長を含め、いろいろ見ていの中で、これを諦めてくださいという部分がどれもなかったのは事実でございます。これもやらなきゃいけないという部分でございますので、削った部分はございません。ですので当初予算厳しかった部分であります、なかなか苦しいところであるんですけども、やはりどうしても必要だという部分がありましたので、今回の補正予算に上げたということです。必要だという部分は、私も理解をして査定させていただいた部分ですので、それは必要であるというふうに私はそうしたもので、あげさせていただいたものでございます。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 今回、昨日説明も受けました美坂高原のイベントであるとか、農林水産業費のところ、補助がついたから町の費用負担が増額した部分があると思います。そもそも例えば美坂高原で言えば、そのイベントを当初やりたいっていうふうに思っていて、申請書出していた。そこに計上していた金額があったと思います。それを当初予算編成時にその満額町からの費用負担として計上できなかったりであるとか、農業の桐の里産業の田植え機を買うっていうことにおいても、当初からそれを買うことは決まっていたけれども、補助

が決まっていなくて、満額の予算を計上していないっていうのは、それをやるって決めてるのであれば、やはり当初予算にその金額を上げておくべきだったのではないかなと思うんですけども、その点町はどのようにこう判断しているのか。この予算のあり方があるとの補正で補助金がついたから、例えば補正で対応できる繰越金があったから対応できるっていう、この予算の在り方をしてしていると、結局今回積み立てができなかったりであるとか、自転車操業的ですよ。ずっとこうお金がない本当に厳しい中で、それぞれの工夫を皆さんされての予算の計上だと思うんですけども、ただこのやり方をしてると、やっぱり財政が厳しいっていう状況を変わっていかないとと思うんですけどもそういったその予算の編成の仕方について町長はどのようにお考えですか。

○議長 町長

○町長 当初、財政の計画を職員に示しました。その範囲でやってください。それは財政の方からいろいろ工事がどういう形で出るのか、あれは学校はどうか、総合的にあそこでここだっていうじゃないですけど。細かく全部点検するわけですね。そうすると24億ぐらいで収めなきゃなんないな。ところが、やはり我々は仕事をするために払うわけですから、だからあそこが損んだとか、ある面では建設業者も、あれはいろいろ大工さんたちも、そこでそこをやる仕事をいるわけですが、その仕事を見つけるのも我々の大きな役割です。そして、あとは福祉の方はどうか、あるいはどうだってなことを見つけながら、あ仕事というか、お金をある面では獲得するというのが我々の大きな役割です。例えば、税収ですと24億円のうち、だいたい町の税収だと1億そこそこでしょ。だからそういうことではなくて、これではちょっと足りないなというようなことを含めて、そういうような、あの政治的な動きをするということは、やっぱり役場でも必要なんだなというふうに考えてはおります。そういうことを含めて全体でどうなのかなというようなことで、6月の補正に、これやりたかったんだけども、こういう角度から、例えばイベントをやろうとか、そういうことをに200万円で足りないから、200万円の申請をして、それと400万円になる。そういうことがこれはこうです。これはこうですなんてできたら、もうこんないいことないです。ところがやっぱり、いろいろ住民からの要求もすると強いし、あとは様々あそこが崩れるからお願いするとか、そういうのもたくさん入ってくるんです。そういうことを含めて、例えばそういう時は建設事務所とか、あるいは土木事務所だとか、そういうことをもう話を聞きながら事業を獲得していくということが我々の大きな役割で。それ今26億円ですからそれ以上はもう伸ばせないなというようなことも内部で話し合いながら、単独でやってるわけないので、みんないろんなことを話し合いながら、これをもっと予算やるために、一般会計の方から出す必要ないが、こういうことをやるなというようなことも含めて、そういう相談をするわけです。ただ、簡単にやってるわけではないんです。以上です。

○議長 8番五十嵐健二議員。

○8番 予算を編成する際に、やはり補助金っていうものが非常に大きな役割を果たすっていうのは理解できます。補助金ありきの事業というのはなかなか厳しいところがありますよね。補助金が確定しなければ、なかなかその予算を立てられないという部分もあるわけですけども、今回あの美坂の方の当初予算で上げた予算、あれはもし補助金がなければ、その予算で実行するっていうような考えでの予算であるのか、それともあくまでも補

助金が確定しなければその事業はできなかったのかっていうところがちょっと問題なのかなっていうふうには考えるわけですが、やはり、あの自己財源が少ない当町ではやはり補助金だとか、そういったものを利用しながら事業を進めるというのは、まあ、今までの流れといえればそれは理解できます。ただ、今回言われたようにその補助金が入って予算を大きくして、町の負担も大きくしてっていうふうな考えで進めていくのも理解はできるんですけども、その初めにあげた予算。その予算というものは実際にその予算でその計画が実行できたのかどうなのかっていうふうな考えもあるわけですが、その辺のところはどのように考えて進めてきているのか、ちょっとお伺いしたいと。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 今ほど五十嵐議員の質問についてでございますけども、正直、財源がなければ、特に我々のような観光事業の検討っていうのは非常に厳しいものなのかなと。今この町の財政状況から踏まえると、そういうふうに私たちは理解しております。今回当初予算編成時におきまして、条件が定められたということもあったものですから、最低1回は事業を展開するべきではないかというような判断をした中で、最低価格の金額単独でもできるだろうという金額を提出しまして、それを予算内に上限額に抑えたという経緯があります。よって、維持管理費も今までかかっていたものを、カットするとか、そういった努力をさせていただいて、それでも事業を行うということが我々にとっての観光事業と関係人口の創出ですとか、そういったいろいろな面での、事業成果につながるというような意識を持って、今回行っていたという形で考えております。

○議長 その他ありませんか。河越昭利議員。

○5番 同じような話になってしまいますけど、私はこの台湾事業っていう、生活工芸振興費ですね。ちょっとお伺いしたいんですが、報償費で当初で6万円計上されております。今補正で経費も16万6000円の増額、同じく食糧費も台湾交流ということで、こちらも当初で7万円の経費があったわけですが、これも増額になっていますが、これは一体何に使われたのかお伺いします。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 今回計上しました報償費。報償費の中の報償品費でございます。報償品費16万6000円、及び食料品5万7000円につきましては、台湾訪問団の受入に伴う記念品および交流会から経費でございます。

○議長 河越昭利議員

○5番 こちらは、この間行われた工人まつりの時の交流会ということで間違いはないですか。報償品も今回来られた方ということで間違いはないでしょうか。

○議長 地域政策課長

○地域政策課長 この間6月の13、14、15と行われました、ふるさと会津工人まつりにお越しになられた台湾訪問団の経費も含めて、また8月に台湾に我々の方で行く事業がありますので、その分とまた9月にですね、訪問団が来られるということもありまして、そういったことも含めた事業経費を計上しております。

○議長 河越昭利議員

○5番 増額になった理由ですね。ちょっと聞いたところによると、人数が増えるとか話

は聞きましたけど、増額の理由を教えてください。

○議長 地域政策課長

○地域政策課長 今回、今ほど河越議員の質問は御指摘の通りでございますが、今回増額になった理由にはですね、台湾訪問のお話は4月から話はきておりました。しかしながら、人数がどれだけ来るかというのは想定されてなくてですねえ、ちょうど5月の中旬頃の時期にですね、正式に人数が確定なったという連絡を受けております。その時に想定した人数よりも、倍以上の人数がお越しになられるということもございまして、今回、こういった形で予算を計上させていただいた経緯でございます。

○議長 5番河越昭利議員。

○5番 私今回この補正に関して、問題があるのではないかなというところで感じております。今説明ありましたように、この工人まつりの交流事業受け入れ。これはもう既に終わった事業ですので、終わった事業のものを後日補正予算で計上してくる。これが正式に認められる手続きなのかということで気になっておりますが、それで、私も勉強不足であります。自分なりに調べましたが、予算というものはまず事前に議決の事前議決の原則、これが一番あってありまして、地方自治法の第232条の3支出負担行為というのはありました。読み上げますけども、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は法令または予算の定めるところに従い、これをしなければならない。この一文がありました。議会で認められた予算の範囲大原則があります。これを今回このこちらに当てはめると、もう5月には人数も増える増額確定していたということになります。であれば事業が終わってしまったこの段階ではなく、その前の段階で何か対応することができたのではないかと思います。5月に確定したのであれば、臨時議会であつたり、専決であつたりとか、そういう対応できたのではないかなと思うんですが、これは本当にこの法律にこれに則った手続きと考えてよろしいですか。

○議長 只今の質疑に関しまして、当該補正予算に計上された事業についてですね、予算執行手続及び実務関係の確認を要する事項が認められます。議会としても適正な審査を行うため、議事整理の必要があると認めますので、ここで暫時休議にいたします。議員の皆様、執行部の方々は議員控室の方に一旦、お集まりいただいて、説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。（午前11時32分）

■休宣言後の発言

○8番 議長よろしいでしょうか。補正予算っていうものの、そのあり方っていうのは、いわゆる当初予算に対して新たな事情ができ、それに必要な経費を補正予算出してくるっていうのが補正予算であります。今回のこの事案については当初予算であげた予算に対して、その予算編成にかかる問題もありますけれども、人数が多くなったというのが事後の事情ですね。そういった観点においては、やはり補正予算で私はあの予備費から出してもいいのかなというふうに考えたんですけども、やはり予備費からは出せないというような事情もありまして、補正予算で出てきたわけですから、何ら問題はないのかなというふうに考えるわけですけど。

○議長 それを含めまして、一旦休議といたしまして、この事案についての町の説明を受けたいと思いますので、それらをお願いしたいと思いますので、一旦、休議致しまして控

室の方で説明を受けたいと思います。

- 議長 休議前に引き続き会議を再開いたします。（午後１２時０９分）
お諮りいたします。昼食休憩を取りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

- 議長 ご異議なしと認めず。よって、午後１時１０分まで昼食休憩を取ります。

◇

◇

◇

- 議長 再開いたします。（午後１時１０分）

- 議長 総務課長

- 総務課長 休議いただきました結果につきまして、私の方にも説明させていただきます。

５番河越議員の質問をいただきまして、その後、議長からの指示によりまして、休議の時間をいただき、議員皆様と協議した結果についてお知らせさせていただきます。議案第２７号一般会計補正予算につきましては、歳出でページ１０ページになります。生活工芸振興費、補正予算の報償費のうち、工人まつりにかかる経費１６万６０００円及びえ需要費、食糧費に計上しております。５万７０００円につきましては、私どもの手続等に不備があり、既に事業が終了している予算であるということもご指摘いただき、補正予算としては適切ではないということを確認しましたので、この予算につきまして、執行を凍結という形で議員の皆様とご協議させていただいて、今後財務処理をしないということで、ご了承いただいたところでございます。凍結ということになりますと、お支払いに関しては、今後、行政側で支払い等ありますので、どのような形で支払いしていくかは協議させていただき対応してまいりたいと思います。このようなことがないよう業務に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。なお、凍結いたしました予算項目以外、議案第２７号一般会計補正予算につきましては、継続して審議いただきますようお願いし、私からの報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 議長 ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

（質疑なし）

- 議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（討論なし）

- 議長 討論を終わります。

これより議案第２７号、令和８年度三島町一般会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

- 議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第２７号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第２８号の審議（説明・質疑・討論・採決）

- 議長 日程第５、議案第２８号、令和８年度三島町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

(町民課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第28号、令和8年度三島町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第6、議案第29号、令和8年度三島町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

(町民課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第29号、令和8年度三島町介護保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第7、議案第30号、令和8年度後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

(町民課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第30号、令和8年度後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第8、議案第31号、令和8年度三島町簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。産業建設課長。

(産業建設課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第31号、令和8年度三島町簡易水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第9、議案第32号、三島町農業委員会委員の任命同意を求めるについてを議題といたします。

本案については、3番、菅家三吉君に直接の利害関係のある事件と認められますので、地方自治法第117条の規定により退場を求めます。

(菅家三吉議員 退場)

○議長 説明を求めます。町長。

(町長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第32号、三島町農業委員会委員の任命同意を求めるについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、原案のとおり同意されました。

3番、菅家三吉君の入場を許します。

(菅家三吉議員 入場)

◎議案第33号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第10、議案第33号、三島町固定資産評価審査委員会委員の選任同意を求めるについてを議題といたします。

説明を求めます。町長。

(町長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより、議案第33号、三島町固定資産評価審査委員会委員の選任同意を求めるについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、原案のとおり同意されました。

ここで追加議案の提出があります。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 追加議案について、提案理由のご説明を申し上げます。議案第34号は、「工事請負契約の締結について」でございます。本年6月12日に入札いたしました「町道寺沢・四ツ田線新設改良工事」において、予定価格が5千万円を超えたことから、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に基づき、ご審議を願うものであります。議案第35号は、「財産の取得について」でございます。こちらも本年6月12日に入札いたしました「トラクター」購入において、予定価格が7百万円を超えたことから、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に基づき、ご審議を願うものであります。以上、本定例会に追加提案申し上げました議案の概要について御説明を申し上げます。尚、各議案につきましては、それぞれ担当課長をもって詳細に御説明を申し上げますので、何卒宜しく御審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

◎議案第34号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第11、議案第34号、工事請負契約の締結について(町道寺沢・四ツ田線新設改良工事)を議題といたします。

説明を求めます。産業建設課長。

(産業建設課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより、議案第34号、工事請負契約の締結について（町道寺沢・四ツ田線新設改良工事）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、原案のとおり同意されました。

◎議案第35号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長 日程第12、議案第35号、財産の取得について（トラクター）を議題といたします。

説明を求めます。地域政策課長。

(産業建設課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより、議案第35号、財産の取得について（トラクター）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、原案のとおり同意されました。

◎議員提出議案第1号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長 日程第13、議員提出議案第1号、三島町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

事務局長、朗読。

(事務局長、議案書により説明)

○議長 提案者より説明を求めます。6番大竹克昌議員。

○6番 6番大竹克昌です。只今、議会事務局長から説明のあった通りでございます。本案は、多様な人材が参画しやすい環境整備と、ICT技術の活用による議会運営の効率化を図るため、会議規則の一部を改正しようとするものです。改正による実務改善の柱は、次の3点であります。1つ目 子育て・介護世代も活動しやすい議会へ。育児や介護等を

正式な欠席事由とし、産休期間を明文化します。2つ目 反問権による論戦の活性化。町長等への反問権を付与することにより、論点がクリアな深い議論を可能にします。3つ目 ペーパーレス化によるコスト・負担削減。資料の電子配信・保存を解禁し、事務局の負担と経費を削ります。本改正は、三島町議会機能を高めるための重要な一歩です。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議員提出議案第1号、三島町議会会議規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第2号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第14、議員提出議案第2号、養豚事業所から発生する臭気による生活環境改善を求める要請書の提出についてを議題といたします。

事務局長、朗読。

(事務局長、議案書により説明)

○議長 提案者より説明を求めます。1番馬場学議員。

○1番 1番馬場学です。只今、議会事務局長から説明のあった通りでございます。本町内の桧原、滝谷、西方、宮下の4つの地区では、隣の柳津町にある養豚場からの不快なおいにおい多くの、住民が悩まされています。「窓を開けられない」「洗濯物ににおいがつく」「外での作業がづらい」という声は、本当に切実です。この問題は、これまで何人もの議員が一般質問で取り上げてきた、我が町の重大な課題です。この議案が求めているのは、企業の経営妨害ではありません。住民の健康と暮らしを守るために、三島町が事業者に対して「においを減らす工夫や、今行っている調査を続けてほしい」と、公式に「お願い(要請)」をしていくという、正当な町の仕事を後ろ盾することです。4つの地区の皆さんが、安心して窓を開け、きれいで美味しい空気を吸える当たり前の毎日を一日も早く取り戻すため、議員各位のご賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議員提出議案第2号、養豚事業所から発生する臭気による生活環境改善を求める要請書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第3号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第15、議員提出議案第3号、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長、朗読。

(事務局長、議案書により説明)

○議長 提案者より説明を求めます。8番五十嵐健二議員。

○8番 8番五十嵐健二です。只今、議会事務局長から説明のあった通りでございます。

本案は、本町に寄せられた陳情を踏まえ、地方自治法第99条の規定に基づき、復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、および財務大臣に対し、議会の総意として意見書を提出するものであります。事業の予算削減が懸念される中、いまだ多くの避難者がおられる福島において、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を長期的に保障するため、令和9年度以降も全額国費による本事業の継続と、必要な予算確保を強く求め、本意見書を提出するものです。被災した子どもたちへの行き届いた支援を継続させるため、議員各位のご賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議員提出議案第3号、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎継続審査の申出について

○議長 日程第16、継続審査の申出についてを議題といたします。

事務局長。

(事務局長朗読)

○議長 お諮りいたします。ただいま継続審査の申出のとおり、継続審査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

◎閉会

○議長 よって、令和8年第2回三島町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午後2時15分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

三島町議会議長

二瓶俊浩

三島町議会署名議員

馬場 学

三島町議会署名議員

青木喜章

